

幕末の三井「家政」改革についての覚書

三井 礼子

三井家の家制を研究するにあたって、三井家が幕末・維新の日本の変革期にどのように対応し、新しい時代にいかに処して、やがて財閥の形成にいたる道をどう開いていったかをみると、一つの重要な課題であると考えられる。

この稿では、維新期の改革にさきだつ時期、幕藩体制の矛盾が激化して維新を呼ぼうとする時に、政治と経済における激動を受けとめるために、三井家が自らの態勢をどのように組みたてていったかを追求しようとするものである。

一般に家族とは、婚姻と親子の関係を中心とする血縁組織である。しかし、いかなる血縁組織も、現実には所与の歴史的な所有関係にもとづいて、歴史的に特殊な形態と性格をとえるのである。

直系・傍系の血縁者および非血縁者をも含む封建日本の「家」もまた、血縁組織の歴史的形態に他ならない。そして、この「家」が、家父長によって統轄・統制されていたとの物質的土台は封建的『家父長的』所有であった。その所有関係は支配者層である武

士の「家」にも、被支配者である一般農民の「家」にも共通する。「商家」のばあいも基本的にはそれと異なるものでなく、ことに大きな商家・富商ほど家父長的性格がより強く保たれていた。それは「家産」としての商業資本の存在形態と、その細分を防ごうとする家父長制の要求に因るものであった。

近世中期に興った三井家の家制も、要するに幕藩体制下の商業資本のあり方と結びついて成立し、機能したのである。「家制」とはその「家産」を維持し「家業」を運営するために設けられた「制度」であり、その機能としての規制に他ならない。

いうまでもなく商業資本はそれぞれの時期の経済情勢および体制の変化に面して、自己の存続と発展に必要な対応をする。しかも、その対応の仕方は、自己の歴史的な存在形態と無関係ではない。むしろ、後者に規定されるべく、三井家においても、その対応の仕方は、商業資本の歴史的性格の要求によるものであった。だから、その対応の仕方を明らかにすることとは、逆に「家」の形態や性格へアプローチする一つの方法であ

署名者	請書印形者
則兵衛（親分，惣領家第6代高祐・79）	三郎助，八郎右衛門，次郎右衛門（高福） 他同苗11名 鍼形佐兵衛（芝口店元ノ格），三村茂右衛門（向店元ノ格）以下45名
* { 三郎助（十男家第6代高益・39） 八郎兵衛（三男家第6代高満・31） 八郎右衛門（惣領家第8代高福・31）}	八郎次郎（高英72），宗湛（高経62） 元之助以下同苗9名 鍼形佐兵衛，三村茂右衛門以下名代41名
* { 八郎右衛門（高福・34） 三郎助（高益・42） 八郎次郎（九男家第5代高英・75）}	元之助（高映26），次郎右衛門（高愛22）京 両替店，中野勝助（支配）以下9名，江戸 両替店，宮下五郎兵衛（元ノ格）以下8名 大坂両替店，福田万右衛門（元方掛名代） 以下6名
* { 八郎次郎（九男家第5代高英・75） 三郎助（高益・42） 八郎右衛門（高福・34）}	宗六（高就），八郎兵衛（高満）元之助以下 同苗12名，京本店8名，江戸本店9名，同 向店5名，同芝口店5名，大坂本店8名， 上之店3名，勘定場1名，紅店2名
奥野金七（江戸芝口店支配） 岡田源三郎（江戸芝口店支配）	手代100名，同38名，同11名
大元方	
元ノ 名代	奥野金七，岡田源三郎以下手代65名
* { 八郎次郎（高英・76） 宗六（惣領家第7代高就・57） 三郎助（高益・43） 八郎右衛門（高福・35）}	八郎兵衛，元之助以下同苗11名 鍼形佐兵衛，中野勝助以下三都店々別宅元 ノより通勤支配迄41名
* { 八郎次郎（高英・77） 宗六（高就・58） 三郎助（高益・44） 八郎右衛門（高福・36）}	八郎兵衛，元之助以下同苗12名 三都惣手代元ノより通勤支配迄
* { 八郎次郎（高英・78） 宗六（高就・59） 三郎助（高益・45） 八郎右衛門（高福・37）}	八郎兵衛，元之助以下同苗13名
* { 宗雅（高英・80） 三郎助（高益・47） 宗六（高就・61） 八郎右衛門（高福・39）}	八字郎，則兵衛，元之助以下同苗12名， 三都惣手代元ノより通勤支配迄

幕末の三井「家政」改革についての覚書（三井）

る。
そして、その方法はまた、明治初頭と、さらにその後における
「家制」改革ないし三井財閥の形成と変容を追求するばあいにも
通じるものと考えられる。
ところで幕末～維新期における三井家記録文書のうち、「家政」
改革に関する史料のなかに、慶応三年（一八六七）一二月に出さ
れた「口上覚」がある。「書状雜綴」のなかにとじられているも
のであって、京大元方・本店・両替店・上之店・間之町店重役九
名の連署をもって、当時の大元方役同苗三名（八郎右衛門・三郎
助・次郎右衛門）宛に出された「家政改革建議案」ともいうべき
ものである。

その内容をみると、前文で、当今、容易でない形勢にあり、本
店筋は金繰詰り、その上、江戸・横浜の御用預り金も何時上納を
仰付けられるか計り難く、そうなつたら一家の大事である。元方
には少しの備え金もなく、此末永続のほどが「恐痛」される。格
別に切替えて「大改革御仕法立之義」が必要である。市中の動静
も不定の折、洛西太秦村に相応の売家がみつかつたから、同族は
格別質素に慎んで、十か年そこに過塞してほしいと述べ、同族生
計費の節減をはじめ、同族並に営業店における経費節約のための
規定を、一六か条にわたってこまかく箇条書きをしている。

幕末期三井「家政」関係史料一覧

年 次	史 料 名
天保 8. 3 西 (1837)	1 申渡覚 本1157-1
天保 9. 4 戊 (1838)	2 申渡覚 本1157-2
天保12. 6 丑 (1841)	3 申渡書 追 653-1
天保12. 7	4 申渡書 本1184-2
天保13. 2 寅 (1842)	5 改申渡 本 470-1
天保13. 3	6 申渡書 本 931-1
天保13. 4	7 改申渡書 本 470-2
天保13. 7	8 申渡書 本 470-10
天保14. 11 卯 (1843)	9 申渡書 本931-2
天保15. 6 辰 (1844)	10 申渡書 本931-3
弘化 3. 2 午 (1846)	11 改申渡書 本 931-4

署名者	請書印形者
元ノ、名代、支配人	手代15名、同47名
* 八郎右衛門（高福・42）	同苗一同（八字郎、則兵衛、元之助、次郎右衛門、三郎助） 元ノ役より通勤支配迄
* {宗六（高就・64） 助八（高益・50） 八郎右衛門（高福・42）}	八字郎（高基）、則兵衛（高滿）、同苗元之助以下7名、 元ノより通勤支配迄
* {助八（高益・55） 八郎右衛門（高福・47） 元之助（元方見習役二男家第6代 高映・39）}	宗六、則兵衛、三郎助、次郎右衛門、源右衛門、宗十郎、進藏、寿之助 手代中塚徳次郎以下37名
* {宗六（大元方相談役高就・70） 助八（高益・56） * {則兵衛（三男家第6代高滿・48） 八郎右衛門（高福・48） 元之助（高映・40）}	三郎助、治郎右衛門、源右衛門、宗十郎、 進藏、寿之助 宿持手代一統、家原白雲、長井喜次郎
* {宗六、助八、* {則兵衛、八郎右衛門、 元之助、三郎助、次郎右衛門、源右 衛門}}	
* {八郎右衛門（高福・50） 則兵衛（高滿・50）}	元ノ、名代、後見、通勤支配福田万七（大坂両替店元ノ）以下33名
* {八郎右衛門（高福・57） * {三郎助（高喜・42） 次郎右衛門（高朗・28）}}	元之助以下同苗8名 三都店々元ノより通勤支配迄
* {八郎右衛門（高福・59） * {三郎助（高喜・44） 次郎右衛門（高朗・30） 重役7名}}	元之助 重手代13名、手代33名
京大元方名代以下京重役9名	* {八郎右衛門 * {三郎助 次郎右衛門}}
* 八郎右衛門（高福・61）	三都本店・両替店名代、三都店々別宅手代、 支配組頭以下役人惣手代
* {次郎右衛門（高朗・32） 八郎右衛門（高福・61）}	元之助、源右衛門以下同苗7名、中野勝助 (大元方ノ) 以下43名

* 大元方役同苗、() 内数字は年令、ゴシック史料は本文収載

幕末の三井「家政」改革についての覚書（三井）

『稿本三井家史料』（三井家編纂室編、明治四年）の編纂者は、右文献のすべてが実行の運びに至らなかつたとはいへ、以後明治初年の諸改革の一原動力となつたみてある。

ところで、三井家のこのような「改革仕法」がたてられたのは慶応三年になつてはじまつたことではない。この種の「僕約憲方」についての大元方の「申渡書」のたぐいを時代をさかのぼつて辿つてみると、年を追つて何通も発せられており、天保八年に達することができる。その代表的なものを表に示しておく。

ここに掲げた二〇余の「申渡書」の内容をみると、いずれも災難と窮状を訴えて、このままでは将来「相続」（維持していくこ

と）もなり難く、大改革を行なわなければ衰滅すること必定であるとくり返しているが、その解決策としての「家政」改革の中心課題はつねに「質素僕約」であった。

ところで、このように順を追つて仔細に調べてみると、その窮状をもたらした原因が、時期によつて多少ずつ変化してきていることが知られるとともに、その変化は幕藩体制の崩壊期の、危機の、それぞれの段階に照應しているように考えられるのである。

つぎに史料のなかで主要なものを、順を追つて掲げて紹介することにする。まず天保八年（一八三七）からみていこう。

年 次	史 料 名
嘉永 2. 閏 4 月 西 (1849)	12 申 渡 本1157-8
嘉永 2. 7	13 申 渡 別2661 (寄会帳 天保7.6～ 嘉永3.9)
嘉永 2. 7	14 申 談 書 本 466-3 申 渡 書
嘉永 7. 9 売 (1854)	15 申 渡 書 本469-9
安政 2. 12 卯 (1855)	16 申 渡 別2662 (寄合帳、嘉永3.8～文 久2.12)
安政 3. 1 辰 (1856)	17 申 堅 本1452-52
安政 4. 2 巳 (1857)	18 申 渡 本470-11
元治元12 子 (1864)	19 申 渡 書 本 493
慶応 2. 7 売 (1866)	20 申 渡 本 470-5
慶応 3. 12 卯 (1867)	21 口 上 覚 別 588-19
慶応 4. 7 辰 (1868)	22 示 談 書 別 588-17
慶応 4. 7	23 申 渡 書 本 493

1 [申渡覚] 天保八年酉三月

申渡覚

一同苗役名前料

江戸大坂勤番小遣料

一隱居料養育料

一元方より相渡候合力筋

右之分当春季より八五掛ニノ相渡可申事

一吉凶入用定之分是迄之通八掛ニノ相渡可申事

一同苗江戸勤番路料之儀道中宿々割増有之候ニ付是迄之通

一同苗大坂往来難用是迄之通(天保六年)マ舟マシハ八掛ニノ相渡可申事

一御屋鋪方御音信定式差略難成者格別其外已前之三割落其筋ニ寄

候而ハ五割落ニもいたし候心得を以取計可申段去ル申年申渡置

候得者、此上差略も難相成弥以右之心得を以取計可申候

一同苗音信(天保六年)前々未年相止有之候得共其中ニ者無拠訛合ニ而是迄少

々宛之音信有之候も半減ニ相心得可申候

一前件之趣ニ付京江戸大坂松坂店々手代役料地代当春季より左之通

勘定名代役以上

当春季より
九五掛

名代役より

通勤支配役
役料地代共
当春季より
九五掛

一同苗宅々江別宅手代より七夕歳暮之祝儀差略もいたし有之事

ニ付、是迄之通差贈可申候

一惣而私事之事并別宅手代より志之品ニ至迄建方半減(天保七年)前々由年相改置候ニ付、是迄之通相心得可被申事

右者當春季より九掛ニノ相渡可申事

一本店普請之儀ニ大造之事ニ候得者追々銀操差略可申渡候
一同苗宅々賄料

一商店不取敢假家申付一統引商向專一二申付候間猶々出情無緩
相勵商高格別仕增候様駆引可被致事
一兩替店之儀 御用向ニ勿論貸附方猶又向々相攝取組方入念可被

申候抱屋鋪普請之儀追而可及沙汰候

一商店不取敢假家申付一統引商向專一二申付候間猶々出情無緩
相勵商高格別仕增候様駆引可被致事
一同苗宅々賄料

右者當春季より九掛ニノ相渡可申事

幕末の三井「家政」改革についての覚書（三井）

一店々節(此指^{此指})蛭子講神事等当年より五ヶ年之間其店限り内祝ニ可被致

候、右之通申渡候、尤前文ニ相認候通打続広太之物入有之且昨

年諸國違作ニ而米穀其外諸色共今ニ至高直故商向甚六ヶ鋪、其

上三都ニ而旅行差出候入用夥鋪事ニ而漸相凌來候處、此度之次

第誠心痛至極ニ存候、然ル上者同苗中店々惣手代共ニ至迄万端

格別ニ相改右賄料役料之積を以暮し方其外諸事質素僉約相守商

壳繁昌一統長久致相統候様相心得可被申候以上

天保八年丁酉三月

右之通承知仕候以上

則 兵 衛 (高祐)

三 郎 助 (高益)

八 郎 右衛門 (高満)

次 郎 右衛門 (高福)

右被仰渡候趣委細承知仕候万端相心得取計可仕候以上

宗 元 澤 (高経)

宗 元 助 (高映)

宗 博 幹 (高行)

宗 博 市 郎 (高愛)

元 之 助 (高映)

十 郎 幹 (高延)

則 右衛門 (高匡)

則 右衛門 (高匡)

助 (孝令)

助 (高潔)

源 八 廉 之

右 衛 門 (高良)

清 蔵 (政春)

鍼形佐兵衛 (芝口店
元ノ格)

三村茂右衛門 (格)
(以下四五名連印省略)

天保八年は大塙平八郎の乱がおこって、幕藩体制の矛盾が大きく露呈された年である。二月一九日五ツ時大坂天満与力町から大火があり、忽ち大火になったというはまさにその事件を指したものである。三月二日付京都から大坂への書状とともに保存されていたもののなかに、その折の打撃しの実相を伝えた左の文書が遺っている。それには呉服店に鉄砲がうちこまれ、手代一人が怪我をし、蔵をうち開かれ、焼かれた情況が記録されている。

春ニも相成候得は弛ミ可申左候得ハ銀子返済之方も可有之と存罷在候處、春ニ至リ弛ミ不申候折柄、不計も此度之大変、両替店は御蔭ニ而誠危候処相通、外見旁難有仕合奉存候、呉服店は多人数ニ候得共火急之儀ニ而少々相片附土蔵はノリ能相調追々逃去候内、最早表ノリ打破拔身鎗又ハ鉄砲打込、既ニ居残り候別宅ノ者太股鉄砲ニ而打破レ候得共命は別条無御座候、夫々蔵之ノリ打開鉄砲打込焼失仕候、其外抱屋敷別家手代共數多類焼仕、何れも土蔵等焼失誠丸焼ニ相成就中呉服店土蔵外方ニも無之銀高之類入置候分數ケ所焼失仕莫太之損失誠當惑前後を相弁不申歎ケ敷次第二御座候

この、危機に対処する最初の方策としてたてられたのが、前掲

の「質素僕約」の申渡しであった。

一八箇条にわたるこの「申渡」は、翌天保九年四月に、三郎助門（惣領家第六代高益）、八郎兵衛（三男家第六代高満）、八郎右衛門（惣領家第八代高福）の三名（ともに当時の大元方役同族）から発せられた『申渡書』の前文に付されたもので、天保八年にはまだ存命であった惣領家第六代高祐（高福の祖父）が、「親分」として、同族および各営業店の手代らにい渡そうとしたものであつたが、成文に至らぬうち、九年正月三日に歿したので、これを前文とし、それに基いて、あらためて同族・使用人に対して申渡しを発したのである。三二か条をあげて、前年より一層きびしく規制している。

2 [申渡覚] 天保九年 四月

一前文之通僕約仕法建置候所當三月十日江戸表 西御丸御炎上ニ附御三家方様始 諸士様方江御手伝御上ヶ金等被 仰出、江戸町人之分江も御用金被仰出此方江も同様被仰付、其上 紀州様々も右御用途ニ而手前江御立用金被仰出、不操合之砌心痛至極二候處當四月十七日江戸本小田原町々出火大火と相成本店西替店向店糸見世并ニ抱屋鋪式拾三ヶ所店々別宅六人其外家督退役等數多類焼誠絶言語候、時節到来与者乍申右之通り凶変打続難渋千万敷鋪次第二候、度々之普請金其外出方夥鋪入用埋合不申所此度之次第必至差支大切之場ニ而同苗暮方者不及申店々治り方別宅手代共ニ至迄格別之仕法相建不申候半而者相続難出来ニ

付 宗竺様御遺書之趣を以此度相改當春季より來ル寅年迄五ヶ年間左之通

一本家六軒表大戸閉并玄闕表座鋪向置上ケノ切相慎可被申候
(朱書き) 势州并伊州へ御引越之儀若山表々八郎次郎様八郎右衛門様被召御利御座候

一小川長井両家ハ松坂江引越相慎可被申候

一小川長井両家¹¹ハ松坂江引越相慎可被申候
(朱書き) 勢州并伊州へ御引越之儀若山表々八郎次郎様八郎右衛門様被召御利御座候

二付、尚又御相談之上右御引越之儀者御止メニ相成、於京地御墳被遊候様改被

仰渡候二付其段元方タロ達有之候

一家¹²原者清藏江戸習学相濟帰京之上本店詰切習学、御利賀小兒共伊賀次郎七郎方江同居可致候

一店々不取敢取候様申付一統引移商向専ニ申付候間猶々無緩相勵

商高格別仕増候様駆引可被致事

一両替店御用向之儀大切ニ相勤候儀ハ勿論貸付方猶又先々相撰取組方入念可被申候抱屋鋪普請之儀追而可及沙汰候

一店々普請之儀者大造之事ニ候へ者追々銀操差略可申渡候

一同苗宅々賄料

一同 役 料

名 前 料

一江戸 大坂勤番

小遣并雜用

隱 居 料

一養 育 料

元方々相渡候

一合 力 筋

右之分當春季より八掛ニノ相渡可申事

但宅々奉公入暇遣候節合力之儀者當人勤方甲乙ニ寄其時々相

談之上取計可申事

一吉凶入用定之分七掛ニノ相渡可申事

一同苗江戸勤番路用之儀道中宿々割増有之候ニ付是迄之通

一同苗大坂往来雜用マ舟マシヽ之七掛ニして相渡可申事三五子見

一同苗吉凶并暑寒音信贈答堅無用之事

但相互ニ勤合江戸松坂江文通等者是迄之通致シ疎遠不相成様心得可被申候

一御屋鋪方音信去ル酉三月相改候通相心得可申候

一御屋鋪向同苗勤方并仏參其外他出之節駕ニ而往来無用之事

一但至而風雨ニ而步行難相成節者垂駕ニ而引戸駕無用之事

一勤方ニ而旅行之節者引戸駕格別之事

一同苗妻他出之節駕無用衣服目立不申様成丈ヶ古道ニ可被致候

但風雨之節無抛他出之節ハ引戸駕無用垂駕可被致候

一同苗宅々江往来并店々出勤之節供男無用子供召連可被申候

但勤向外供男召連候ハ、看板着無用

一遊興筋急度相慎候様心得可被申候

一同苗近來髮付風俗目立不宜候間向後成丈ヶ古道ニ相改可被申候

一元方より出銀筋定式之外臨時願筋聞届不申事

一宅々勤定場并茶之間召仕人數格段相減可被申候

一咄伽入來之義者相断可被申候

一縁ひ普請之儀者成丈ヶ相見合諸道具衣類等者有來ニ而相済候様

可被致候

一同苗諸祝儀其外共店々并手代共江贈り物無用之事

一京江戸大坂松坂店々手代役料地代当春季より五ヶ年之間左ニ

元方名代以上

勘定名代役より勤勤支配役迄

九掛

一諸祝儀之節店々并手代共より同苗江祝物相贈り候儀無用

一宅々へ別宅手代より七夕歳暮祝儀并ニ仏事之節志之品是迄之通

一店々節蛭子講神事昨春相改候通、其店限り当春季より五ヶ年之間内

祝可致候

右之通中渡候尤前文ニ相認候通此度者誠ニ極々大切之場ニ至候得者同苗中并店々惣手代共至迄万端格段ニ相慎右賄料役料之積を以暮方諸事質素ニ俟約相守可被申候、乍去しわきと質朴との了簡違いたし世間之儀理を欠キ或者下々之者格別及難儀候躰ニ取計候儀者有間鋪事ニ候間僭上ケ間鋪費もなく人々冥加之程を存情誠気を付商売繁昌一統長久致相統候様相心得可被申候以上

天保九年戌四月

三郎助(高益)印

八郎兵衛(高満)印

八郎右衛門(高福)印

前段之趣令承知候以上

八郎次郎(高英)印
宗湛(高経)印

右被仰渡候趣委細承知仕万端相心得取計可仕候以上

元之助(高映)

宗幹(高行)
 次郎右衛門(高愛)
 則右衛門(高匡)
 伝蔵(高厚)
 八助(高令)
 宗十郎(高潔)
 清蔵(政春)
 源右衛門(高良)
 鍾形佐兵衛元(芝口店)
 三村茂右衛門(向店元)
 (以下四名連印省略)

大塩の乱を呼んだ天保期は、大飢饉が続き、百姓一揆・国訴が高まり、寛政改革で一時弛緩された幕府財政がふたたび窮屈に陥る一方、商品・貨幣経済が進展して体制の基礎をゆるがし、体制そのものが解体に瀕しつつあった時期である。武装蜂起が町と力によって行われ、その檄文が大坂周辺ばかりか、かなりの領域に配布されたことなど、事件の性格は体制的矛盾の新らしい段階と新しい表現を示したもので、それだけに、支配者には深刻な衝撃と危機感を与え、民衆はそれによって勇氣づけられ、一揆等が各地に頻発した。商業・金融界に与えたその影響も大きく、その後久しく不況がつづいた。

大塩の乱や一揆・国訴を頻発させた情勢を背景に、いわゆる天

保改革が始まったのは天保一二年五月一五日で、改革の諸法令が公布されると、三井ではその都度、大元方同苗の名において法令の全文を部内に伝達してその遵守を命じると同時に、全同苗・全営業店代表者から請印を徴した。

翌六月には、大元方役同苗三名から『申渡書』を発して、「江戸幕府御勘定所から廻状を以て『享保寛政之御政文向ニ相復し候様』とのお達しがあつたから……」と天明八年に仰渡された趣意を再録して、他の同苗および三都の両替店役人に配り、請書印形をとっている。六月には商人にもつとも関係のある僕約令が出されたので、それをうけて七月、ふたたび『申渡書』によって三井一統全員の熟読・厳守を要請している。「公儀御法度堅く相守べし」という家祖高利の延宝店式目以来の家訓の精神が、この時も表われたわけであるが、お触れの箇条をあげ、幕府の基本方針を示すために、享保・寛政度の僕約の御触をも掲げている。それには衣類・髪飾り・履物の末にいたるまで細かい制限が示されている。「質素僕約」は徳川幕府創設以来くり返し要請されたことだが、改革の時毎にとくに強調されてきた題目である。財源に狭い限界性をもつ自給自足の自然経済と封建的土地所有にもとづく収奪に基礎をおく限り、質素僕約は財政破綻を緩和するための必須の条件であった。天保改革では、規制外の奢侈品の売買・使用等を特に厳しく禁止して、違反者は用捨なく摘発した。それは自然経済を維持し、商業資本を圧迫することを意味した。翌一三年、商業関係の取り締りがますます厳しくなつていった年でもあり、

数回に及んで申渡しがおこなわれている。それらには、三井内部での幕府僕約令への具体的対応が示されている。二月に、江戸芝口店の支配二名の名で、手代たち一五〇名に向つていい渡した『改申渡』は、前年に大元方から申渡された趣意に対して請印を差出していくたが、なおまたつきつきと御改革が仰渡され、その趣によると、何品に限らず、すべて高価な品は決して商売をしてはならない、その外、諸法度・時々のお触の趣は大切だから心得ちがいのないよう、そしてよんどころないお屋敷筋の御用で高価な品が入用の時はその都度支配人に相談して取り計らうこと、といふことを改めて申し渡している。ここでは、武家の得意先だけは特別に扱おうとしていたことがみられる。

同年三月の『申渡書』には、昨年六月、御触書の趣を心得違いないよう申し渡したが、その後も改らず、衣類はじめ、分限不相応の品を用いる者もあり、かつ、近頃万事流行があつて町家の身分不相応の高価な道具を買い求めてもあそぶ者があるので、今度また嚴重なお触書がでた。そして、役人たちが会所に来て、町役をよび出しているから、と、主として衣類についての詳細な制限を箇条書にして申し渡している。同苗・同苗連家・同苗妻に分けて、衣服の生地を書きあげ、据よけも縮緬は無用とか、下駄草履等も古道に心得よとかいう事があげられている。これらは公儀の僕約令の条項に則つて、細かいとり決めを行つたことがみられる。

翌四月にも、おいかけるように申渡しがなされているが、これ

は、元々、名代の名で他の手代たちに向けているものであつて、前文は三年のものと全く同文で、大元方からいい渡された趣旨をうけて、直接手代たちの仕事になる得意先への季々の届けものや接待の仕方、手代たちの衣類・持もののとり決め、紙類のつかい方まで、やはり詳細な箇条書が認めである。

7 [改申渡] 天保一三年寅四月

改申渡

一近來世上一統相弛侈奢ニ押移候ニ付、昨丑六月中御触書之趣相守心得違無之様申渡置銘(天保二年)ミ承知印形取之候處、其後不相改矢張衣類始メ分限不相応之品相用候者茂有之且近頃茶事流行ニ付、町家之身分不相応高価之道具相求メ覗候者茂有之、又ミ此度嚴重御触書を以右之趣追々被為仰出、猶又御役人方所々会所江御居有之町役人之者御召出之上御利解被仰渡等在之候ニ付、於京都ニ茂主中様方始メ惣手代家督退役中ニ至迄当地御勤番様方始右同様被仰渡、猪又昨丑五年中以來御改革ニ付、品々御触流等有之候間慎方其外改申渡左之通

一御督意様方江是迄暑寒七夕歲暮進物壹ヶ年四度宛差上來候得共當節柄旁ニ付、以來右両様之内半季壹度宛ニ相改可申候、其外御用向又者無拠願筋ニ而時候為見舞差上候品肴菓子ニ至迄支配人中相談之上可致取計、尤其時々直様印形取之賄方掛役江可被申出候、右進物ニ遣候何品ニ而茂自分了簡以出入之者江申付相求メ候儀不相成候、且前文之通致減方候得共猶又此上手輕之

品ニ而取計方可被致事

一例年四月霜月壳始願之節手拭或者半襟之類差上来候得共以来相

改扇子差上可申其余一切無用

一先様御入来之節時刻ニ而小印差上候儀者格別、向後別着不相成
候且二階江籠出御相手ニ相成候儀堅無用

一紙類遣ひ方甚自墮落ニ見請候間右品ニ不限極叮疇ニ取扱聊ニ而
茂費筋無之様勿様厚心配可被致事

一上下諸麻橫麻ニ可限尤平座之分賄方取揃相用可申其外無用

一夏袴古今平葛布冬袴広襷留之外無用且日立候品一切相成不申候

一紹其外薄羽織類古ク共相用申間鋪紋附羽織支配役巷ツ紋可限以
下無用

一夏冬衣類鳴物ニ而茂目立候品無用

一組頭以下縮之帷子他出之節迎茂着かたく無用

一主用私用共他出之節綿服相用ひ成丈ヶ古道ニいたし罷出可申事

尤休息之砌迎茂右同様心得縫伴袖口ニ而茂縮面堅無用

一帶役柄庇シ八丈沙綾無地ニ可限其外一切無用

一附り平座以下者不斷小倉帯方以上之品無用若他出之節者役
柄相当ニ可致事

一組頭以下夏合羽不相成冬合羽無地織色之外用ひ申間敷羅紗裝束

一可為無用候

一冠り笠手輕之菅竹子皮一文字ニ可限當時流行之網代笠若所持在

之古ク共一切無用尤役人中始以下ニ至迄自分奉相成不申候

一紙入目立候品所持不相成尤不斷揃堅無用之事

一煙管烟草入洞乱其外小道具ニ至迄高料目立候品一切相用申間敷

喜勢留真鑑七度燒無地ニ可限少シニ而茂影物杯有之又者吸口江

銀を付候類堅無用

一下駄雪踏支配人組頭塗緒其以下班緒相用ひ高料之品丸下駄可為
無用事

一頭巾組頭已下黒真岡之外無用

一飯台其外ニ而茂好喰堅相成不申候

一在所表々被致出府候仁ニ階ニ而小印不相成候若進度候ハゝ玄関

ニ而小印差出シ外ニ着無用

元ノ

名代

右之通被仰渡奉畏候此末若相守奢ケ間鋪儀一切不仕万端質素古道

ニ仕過上不出来様相仕向可申候若相背候族有之候ハゞ御吟味之上

御取上げ嚴敷可被仰付旨逸々御尤承知仕候依之一同連印仕候所如

件

天保十三壬寅年四月

奥野 金七 印

岡田 源三郎 印

(以下手代六五名連印省略)

因みに、この年七月二十六日、江戸本店で、禁制の高価な品を木
綿と称して売捌いたことを摘発され、同業者一九軒とともに、番
頭が幕府の勘定所から手銃をうけた事件などがおこっている。

一二年一二月に江戸菱垣廻船十組問屋の解散、一三年三月には

幕末の三井「家政」改革についての覚書（三井）

両替屋株仲間の廢止が嚴達された。主なねらいは物価引下げにあつたが、突然の措置に流通市場は混乱し、幕府の思惑とは逆に物価の値上がりをもたらした。そこで直接に物価統制に乗りだし、江戸市中の名主四一名に諸色掛りを任命し、五月、江戸・大阪で物価値下げを命じ、六月になって、大坂では、諸品すべて二割の値下げを命令した。そのために、三井では、三都各店の手持品の「引け高」が広大になり、その上商高も減り、両替店扱いの家賃・地代まで歩下げになり、糸店も間之町店も問屋無株の命令により、損失高は莫大に上ると訴えている。その対策のために出された一三年七月と一四年一月の「申渡書」をつぎに掲げておく。

8 「申渡書」 天保一三年寅七月

申渡覚

今般從

御公儀御改革被為仰出候就而者同苗店々一統暮方並着類慎方等当四月申渡置候処其後益嚴敷御触流之趣何れ茂承知之事ニ候然ルニ諸品直下ヶ之儀被為仰出別而大坂表者式割下ヶ被仰付三都店々持代呂物引ケ高広太之儀ニ而辛痛其上商高及減少扱又両替店筋忍茂家質家質地代共格別之歩下ヶ相成且當節取組向キ追々難渋之口出來候趣糸店間之町店迎茂問屋無株被仰付商皆無同様ニ付余程之持代呂物相場下リニ相成此引高迎茂広太之損毛右之次第二而店々勘定出来不申不大形心痛至極誠ニ極々大切之場ニ相成右ニ付同苗始店々手代共至迄暮方者不申及格別質素檢約仕法相立不申候半て者

相続難出来尤当時賄料其外共減方申渡置候得共尚又此度相改当季左之通

季左之通

一同苗宅々賄料

同役料

一名前料

江戸大坂勤番

一小遣并雜用

隱居料

一養育料

元方々相渡候

一合力筋

右之分当秋季八掛ニして相渡可申事

但宅々奉公人暇遣し候節合力之儀ハ當人勤方甲乙ニ寄其時々相

談之上取計可申事

一連家賄料茂前同様減方可申渡筆之所格別之了簡を以是迄之通ニ差置候間其旨相心得亦以質素儉約相守聊不都合筋無之様無難相続可被申候

一吉凶入用定之分七掛ニして相渡可申事

一同苗江戸勤番路用之儀道中宿々割増在之候ニ付是迄之通一同苗大坂往来雜用^(三月三十日)マ舟マシノ之七掛ニベ相渡可申事

一同苗吉凶并暑寒音信贈答堅無用之事

但相互勤合江戸松坂江文通等者は迄之通いたし疎遠不相成様

心得可被申候

一御屋鋪方音信去ル西三月相改候通相心得可被申候

一御屋敷同苗勤方并仏參其外他出之節駕ニ而往來無用之事

但至而風雨ニ而步行難成節者垂駕ニ而引戸駕無用之事

一勤方ニ而旅行之節者引戸駕者格別之事

一同苗妻他出之節駕無用衣服目立不申様成丈古道ニ可被致候

但風雨之節無拵他出之節者引戸駕無用垂駕可被致候

一同苗宅々江往来并店々出勤之節供男無用子供召連可被申候

但勤向之外供男召連候ハゝ看板着無用

一遊興筋急度相慎候様心得可被申候

一同苗近來髮付風俗目立不宜候間向後成丈古道ニ相改可被申候

一元方々出銀筋定式之外臨時願筋聞届ケ不申事

一宅々勘定場并茶之間召仕人數格段相減し可被申候

一咄伽入來之儀者相斷可申候

一繕ひ普請之儀者成丈相見合諸道具衣類等者有來ニ而相済候様可被致候

一同苗諸祝儀其外共店々并手代共江贈りもの無用之事

一京江戸大坂松坂店々手代役料地代当秋季より左之通

元方名代已上

八掛

勤定名代役より
通勤支配役まで

九掛

一諸祝儀之節店々并手代共より同苗江祝物相贈候事無用

一宅々へ別宅手代より七夕年暮祝儀并仏事之節志之品者是迄之通

一店々節蛭子講神事其店限内祝可致候

右之通甲渡候間格別質素儉約相守一統無難相続可被致候且當時者所ニ而若何ヶ年与申見通シ付不申候店々商振り茂立直り面能相成候ハゝ其節可相改候間心得違無之様急度相心得可被申候以上

天保十三年寅七月

八郎 次郎 (高英)

宗 六 (高就)

三郎 助 (高益)

八郎 右衛門 (高福)

前段之趣承知仕候以上

八郎 兵衛 (高満)

右被仰渡候趣委細承知仕、万端相心得取計可仕候以上

元之助 (高映)

(以下同苗二一名連印省略)

三都店々別宅

四拾老人連印

元より通勤支配迄

九掛

この申渡書は物価下落令と株仲間の廃止が強くひびき、いよいよ「儉約仕法」をたてていかなければ「相続」でき難いとして、

同族の生活費はじめ役料・名前料・江戸大坂の勤番小遣等天保八年には九掛であったものを、すべて八掛に減額し、その他贈答、外出時の経費節減など、これ以後明治維新にいたるまで、やむことなく続けられた「儉約仕法」の建て方が天保八年の時以来はじ

めて申し渡されたものであつてこの時期の代表的なものである。

9
〔申渡書〕 天保四年卯一月

申渡賞

昨寅年從

御公儀御改革被為仰出候ニ付而者同苗店々一統暮方儉約建昨寅年

七月申濱書之通二劄處其後近起益篤嚴重御觸流之趣何尤也承知

之專二候。就石者廿上一級，鉛條強候二作之，后角商壳向不景，雙上品。

物不接而空輸而已。但受高薦者向暮乃歸達。蒙賈家貨地。作木橋外之步下。乃二相戒。渠上、以取阻向。且難共口出來。系店間之。而店中

前文之仕議二而競事不景氣二付、本店兩替店共勘定出來不申二付

當秋去三ヶ月之間元方功納¹⁴本店貳割兩替店老割減少納願出、時節

と者乍申扱々心痛至極ニ候、尤昨年同苗始店々手代共ニ至迄暮古

八不及申格別質素儉約仕法相建賄料其外共減方申渡置候得共前文

之趣二付猶又此上減方不致而者相統難出来誠二不容易太切之庭二

相成候二付猶又當秋季方都而減方可申渡之延至季過半相立候事始

林語堂明月春季从改左之道

一局首空人貿粉
一同行粉名前粉
一江戶万坂薑春小道並納月

古之分明衰春季分二卦二爻相度可申事

一連家有科第前司議減方可申度審之凡格別之了簡之以八卦二

相處可伸其旨相心導你以質素僉約相守聊不鄙諱筋撫無之嫌無難

統可被致候

一 吉事之入用定之分六掛ニして相渡可申事
一 凶可之入用定之分七掛ニして相渡可申事
一 同苗江戸勤番路用之儀道中宿々割増有之候ニ付是迄之通
一 同苗大坂往来雜用マ舟マシニ七掛ニして相渡可申事
一 御先祖様御居住之節干飼者相止メ可申事
一 同苗年頭中元歳暮祝儀年限中相止メ可申事
一 但小袖料者格別之事

一 婚礼祝物 一 入家祝物 一 出産祝物 一 元服祝物 一 疣瘡見舞
一 暑寒見舞
一 江戸大坂其外往来之節餞別並土産物共
一 右七点之分年限中者堅無用之事
一 但祝儀并見舞等者成丈當人罷出相互ニ疎略ニ不相成様江戸松
坂文通迎も同様相心得可被申候
一 御屋鋪方音信去ル天保八西三月相改候通相心得可被申候
一 御屋鋪向同苗勤方并仏參其外他出之節駕ニ而往来無用之事
一 但老分之者者格別之事

一 勤方ニ而旅行之節者引戸駕格別之事
一 但仏參之節風雨ニ候へハ參詣ニ不及天氣之節參詣可致尤無拠
他出之節者引戸駕無用垂駕ニ可致事
一 同苗奥向他出之節駕無用衣服自立不申候様昨寅四月中渡候通成
丈ヶ古道ニ可致事

但勤向之外供男召連候ハ、看板着無用

一遊興筋堅相慎候様心得可被申候

一同苗近來髮附風俗自立不宜候向後成丈古道ニ相改可被申候

一元方々出銀筋定式之外臨時願筋堅聞届不申候事

一本家連家共表大戸閉并表座敷疊上ケノ切可被申候事

一宅々勘定庭并茶之間召遣之人数格段ニ相減可被申候事

一嘶加入來之儀者堅相断可申事

一但無拋儀ニ而入來有之候共年限中酒飯等差出申間鋪事

一繕普請之儀者成丈見合諸道具着類等ハ有来ニ而済候様可被致候事

一宅々諸出入之者用向無之節者平生出入相断可申事

一年回之節者志送リ物無用之事

但内仏江備物花計菓子料相止メ可申事

附リ 凶事之節者其節相談之事

一年回之節真如堂江志之儀者是迄之通

一百回忌之節者格別之事

一年回ニ付於真如堂法事執行有之東陽院ニ而支度無用之事

但天保九戌極月廻文之通相心得可被申候

一吉凶之節菓子等差出候儀者堅無用之事

一同苗并奥向諸買物無拋入用之品ハ勘定庭江申付都而手元ニ而直

々調入堅無用之事

一別宅共諸祝儀之節遣し物相止メ候事

但仏事志之品茂同断之事

一當役手代共江戸大坂往来之節餞別送り物相止メ候事
一宅々出入肴屋八百屋持運成丈自立不申様可被申渡候
一京江戸大坂松坂店々手代役料地代明辰春季々左之通

元方名代已上

勘定名代

平名代

見迄

通勤支配迄

七半掛
八半掛

九掛

一諸祝儀之節店々并手代共々同苗江祝物相送候義無用之事

一宅々江別宅手代并家督之者々七夕歳暮祝儀并仏事之節志者無用

ニ可致事

一当役并手代江戸大坂往来之節菓子へ土産物無用ニ可致事

一店々節蛭子講神事其店限内祝可致候

但右ニ付宅々江蛭子講内祝亥料年限中相止メ可申事

右之通申渡候間格別質素儉約相守一統無難相続可被致候、尤昨寅七月申渡候通店々商振茂立直リ工面能相成候ハ、其節可相改候間心得違無之様急度相心得可被申候依而右申渡候処如件

天保十四年卯十一月

八郎 次郎 (高英)

宗 六 (高就)

三郎 助 (高益)

八郎 右衛門 (高福)

前段之趣承知仕候以上

八郎 兵衛 (高滿)

右被仰渡候趣委細承知仕万端相心得取計可仕候

元之助 (高映)

(以下同苗一二名連印省略)⁽¹⁵⁾

三
都
元
惣手代

元
通勤支配迄

年数回にわたる被害に、出費ばかり続くが、店々・抱屋敷は普請をしなくては維持もできない。縫合わせのつき難い折柄、誠に「相続大切之庭」になつたと、一層の引きしめを要請している。

10 〔申渡書〕 天保一五年辰六月

申渡書

一去卯十一月申渡之趣一同致承伏暮方万端質素僕約相守不都合筋無之儀⁽¹⁶⁾存候、然ニ昨年大坂御用金且此度御本丸御炎上ニ付為因恩上ヶ金被仰付當節柄不融通ニ而操作甚六ヶ敷候得共格別之御儀ニ付是非上納不致候半而ハ難相済、近年出道而已打統則此間何れも拝見被致候宗笠様御遺書場ニ相成候ニ付、同苗往居取候様不致而者難相成と心労罷在候、依之此度賄料始猶又引ケ方可申渡之処近來段々相改此上引ケ方申渡自然不都合之儀出来候而者猶々難相済ニ付、格別相談を以此上引キ方不申渡候間銘々引ケ方ニ相成候心得を以此末弥質素僕約相立、銘々手元ニ延銀出来候様厚可被相心得候、尤去十一月申渡ケ条之内相弛候儀茂有之哉ニ相聞候ニ付乍過念左之通

一繕普請并諸道具着類等有来ニ而為相済候事

一宅々諸出入之者平生出入相断候事

一遊興筋并物見遊參所其外人集之庭所等當節柄別而相慎可申事

一斷加入來堅相断可申事

一同苗并奥向諸買物手元ニ而直ニ調入無用之事

右五ヶ条別而相心得不被申候半而者不相統之基候間昨年十一月申

幕末の三井「家政」改革についての覚書(三井)

天保の経済政策は、幕府に商品流通の統制権を掌握しようとする意図があつたと見る説と、予想に反した事態の進展にやむなくとった弥补の处置であるとする見方があるが、いずれにしても、それは、すでに商品経済が発展して、幕藩体制はそれを統制しながら自らの土台に組み入れなければ体制自体の維持が困難になつていてことを示している。体制危機の深まりにつれて、抵抗するものはとりつぶし、それはさらに、特權的な保護を名目として、それと同時に商人の直接の収奪―御用金の賦課等の形をとつて現われる。

天保一四年、莫大の御用金が大坂商人に課せられた。御用金は、宝曆以来行なわれたことであるが、それまでの米価調節等を目的としたのとは異なり、明らかに幕府財政の補填を主とするものであつた。一五年五月の江戸本丸炎上につき「上ヶ金」の命令があつた。『申渡』によると、繰り合せが困難であると強調しながら、しかも「格別のことだから上納しなくては済むまい」と六月金三千両をさし出している。

弘化三年二月の『改申渡覚』は一月十五日の江戸大火で駿河町店々・抱屋敷數十か所類焼の状態をのべ、天災とはいひながら近

筋の得意があるので昨秋までは相当の売高ができたがこの冬からはやはり「不融通」の状態になり売高はのびなくなつた。近來、蚕、木綿が不作の上、無株の商人たちが国々に入りこんで買人が多いため、作柄の割に格外の高直をよび、その上不景気のため小商人たちが無法の壊崩しを行い、やむをえず、それに順じた売方をしないと売捌きがしにくい。その他米穀はじめ下直の品はなく、多人数を抱えていると経費ばかりかかって季々の勘定が整わず、相続にも拘つてくることになる。そこで慎方を毎々示談に及んで承知のはずなのに、その弁えが薄いためか不埒ものができ、役づきの人にも不了管のものが出て苦々しいことである。そこで大僕約商事勵方を示す」（大意）と、仕入の事、その他細かい商売上の事柄一三か条を示して、状況の難しい当節でも相応繁昌している向もあるのは家内備えよく、僕約を守つて励んでいるからである。一同商いに打ちこむように戒めている。

こうして改革の打撃と、度々の天災（火事・地震等）による莫大な被害が重なり合つて窮状は一層深まり、毎回毎回、僕約仕法がたてられていくのである。嘉永二年七月になると同族一同、祖先の地伊勢松坂に引込むことまでが話題に上つてくる。

二年七月五日の大元方臨時寄会では、改革令が出てから八か年になるが、肝心の江戸表は少しも弛む様子がみえず、大坂表とて昨秋から不景気で「大銀壳落」、「宗竺様御遺書の庭」⁽¹⁹⁾にも後れたが、同苗一同伊勢に引こまなくてはならない場合になつたが、世評もあることだから、つきのような慎方を立てて行こうとその項

目を決定している。生活費を当時渡高の三分の二にして万事それで賄うこと、家原・長井両連家を願出通り手代並にすること。以上の決定に従つて、詳細の申渡書を同苗・手代に廻した。

14 「申談書」 嘉永二年酉七月

申談書

一天保八酉年大坂麥火之節彼地店土蔵迄茂類焼依之諸代呂物并手代子供ニ至迄衣類不残焼失、同九戌年弘化三年当地出火之砌駿河町店々御抱屋敷數ヶ所御類焼、天災与ハ乍申誠ニ度々之儀絶言語奉恐入候、然ニ天保十三寅年御改革ニ付夫々直下被仰出猶又正札ニ相改候旁工丈莫太之棄捐ニ相成重々奉恐入候、右之埋合商ひ之潤を以可致ル外無之故を以励方等京都 主中様方々毎々被仰渡、猶又夫々及示談候へハ何れも承知之事ニ候、然ルニ御改革年數相立候ニ隨ひ世上衣類等相弛候由ニ候ヘ共、不融通故ニ哉御貿物手薄にて商高大減少、其上近來持代呂物割ニハ札引中引筋相嵩別而諸色高直ニ付雜用負旁其店限之入払難出来引勘定而已打続誠に日向に水のことく、京都主中様方殊之外御辛勞遊、去ル酉年ヲ御賄料御減少宿持手代共役料減シニ相成候所、猶又此度至極御相談之上御先祖様并宗竺様御遺書之御趣を以御申渡書左ニ

申渡書

一是迄度々難事打続其度毎ニ申渡之廉々承知之事ニ候、然ニ去ル寅年御改革後最早八ヶ年ニ相成候へ共、肝心江戸表不景氣之趣

ニテ商ひ高難乘立候旁勘定大不整誠に日向に水とも可申哉中々

以不容易時節ニ相成兼而宗父様御遺書之場ニ相後れ候へ共於此

處同苗勢地へも引越不申而者難相成、併世評之処も如何ニ付、

猶又此程中立会遂相談、先年申渡之内此度相改左之通

一同苗宅々賄料

右當酉秋季々當時渡高之三割二ツ分ニ而万事相賄候事

一右三ツ割一ツ分丈元方備方ハ勿論本店筋諸代呂物於江戸大坂安

壳致し、右之妙を以致繁榮候様駆引肝要ニ候

一本家連家共表大戸并中門共ノ切手統之小家へ引移人數備相減し

費筋之儀ハ勿論万事相賄ひ前書賄料三割二ツ分ニて相賄聊不都

合出来不申様相心得可申事

一元方出銀筋定式之外臨時願筋堅聞届不申候事

一衣類之儀是迄儉約中上品八相慎可申之所、世上一統花美ニ相成

候へハ自然与上品を相好候様成行、然ニ此度大儉約共建候上ハ

以來別而綿服同様有来之品にても目立候分可致遠慮候、右折柄

新規相折候類無用古道ニ相心得可申事

一同苗江戸大坂其外共往來之砌見送り出迎等之儀宅々店々共年限

中堅無用

一家原長井両家共発端御取建之節被仰渡之簾(カマ)を以手代並ニ致しく

れ候様書附を以願出、時節与ハ乍申氣之毒ニも存候得共、當節

柄尤之筋ニ付、願之通聞済遣し已來同苗列席相除改手代ニ申渡

し則左ニ

一伝 藏

平名代上席

一清 藏

通勤支配上席

右之通申渡候尤店表江出勤為致候廻文等ハ本店々差出し、店寄
会佐參等者列席之通相心得役料筋本店々相渡し候事

一別宅宿入并支配組頭退役入家宿入共、弘之節為祝物差出し候共、
年限中遣し物相止候事

一京江戸大坂松坂店々別宅手代役料減し方之儀申出候へ共當節余
程之減少ニ相成候事故、是迄之通差置可申事

右之通猶又改申渡所如件

嘉永二年酉七月

宗 六 (高就) 印

助 八 (高基) 印

八郎 右衛門 (高福) 印

前段之趣御尤奉存候以上

元字 郎 (高基) 印

助 八 (高基) 印

則 兵 郎 (高福) 印

右被仰渡候趣委細承知仕候万端相心得取計可仕候以上

元之 助 (高映) 印

次郎 右衛門 (高愛) 印

三郎 助 (高喜) 印

則 右衛門 (高匡) 印

宗十郎 (高潔) 印

謙之 助 (高敏) 印

源右衛門 (高潤) 印

元ノカ
通勤支配迄印

(同年八月付長文請書省略)

嘉永二年に現われる「伊勢住宅」の話とい、住宅取り縮めの実行とい、宗竺いうところの「諸国大変なと方々一有之、手前商売難成時節」と判断したことではあるまいか。その頃の情勢から、体制の危機を予感していたのではないか。ところで、この稿でとり扱かれた史料のなかで、「大變」という用語は、大塩の乱と禁門の変の時と二回使われているが、大塩の乱による打撃が尾をひいて、住宅取縮めのことも、御用金や打ち壇しその他のことを念頭においてのことであろうか。

三井部内ではその頃元方一の功納が減り、両替店一巻は寛政九年以来本建銀二十五〇貫目であった所、弘化三年、四年は銀二三五貫に減ったのが、嘉永二年本建通り納めたので、精励の賞として、両替店限り役料が増加した。それにひきかえ、本店筋は近年引き続き減少し、大儉約を要したので元方から申諭書をうけた。

15 〔申渡書〕 嘉永七年寅九月

申渡書

一天保十四卯十一月

一同十五辰六月

一弘化三年二月

一嘉永二酉七月

幕末の三井「家政」改革についての覚書（三井）

右之通追々僕約申渡置候所、其後迎茂江戸大坂完高鬼角難乘立心痛之到候所、昨六月異國船來ニ付 御公刃諸侯様方始防禦手当等ニ而專御僕約、右ニ順し市中弥不融通相成商向不景氣之折柄、昨冬於大坂表ニ莫太之御用金被仰出當節柄何尙小金ニ而相済候様種々及歎願候得共御聞入無之大金御請申上候処、當四月禁裏御炎上之節出水宅小川紅店等及類焼、其上当六月於江戸表亦々大金御用金被仰附何共當惑千方存候、尤打続出金難渋等申立及歎願候得共一切御聞入無之重々心痛千万此事ニ候、仍之是迄僕約申渡候上ニ候得共時節ニ應し如何様共仕法相立不申而者難相成且又近來店々勘定合前書本店ニ而者商向不景氣ニ付大不整兩替店ニ而茂市中不融通之上近來火災等之先々何れも不儀理ニ相成塞物出来、別而当地大火ニ付大金高塞物出来、糸店間之町店去ル寅年御改革已來商之振合大相違ニ相成、勘定相立兼則両店筋近米之勘定合書取差出シ一覽候所実以相統ニ拘不容易時節ニ相成 宗竺様御遺書之通同苗勢地江引越如何様共大僕約相候半而者難相成庭ニおよび種々相談中亦候於当地茂獻金被仰出重々当惑之至何分此度者江戸大坂ニ而御用奉相勤候廉等申立何卒小高ニ而相済候様歎願奉申上度候得共、世間格合も有之是又大銀之獻銀御請申上工丈ニ而者大金之出道此末天災亦者不時出道等出来候時者如何可致哉と誠以心氣を痛候儀ニ候得共別段致方も無之、斯御時節ニ相成候時者如何様ニ茂大僕約相立天之冥理ニ叶ひ候様相慎候外無之、此度者是非勢地江引越不申而者難相成及庭ニ候得共、彼是世評之程も如何万一商事ニ相

障候時ハ是又太切之儀且者勢地江引越候時ハ不容易儀諸失却入

用之程茂有之、至極相談之上右勢地江引越候儀者相見合一昨子

九月三ヶ月年之間臨時為手當賄料割方増致候得共右當寅秋

ノ相止メ、其餘ニモ減方不致而者難相成候得共、近來諸色高直

殊ニ賄料も追々減し方ニ相成候上之儀自然不都合筋出來候而茂

難相済格別勘弁を以前書^(嘉永一年)之通去ル酉年申渡置候通賄料三ツ割二

ソ三分而当寅秋迄未春季迄五ヶ月之間万事相賄被申候様申

渡候、此旨承知勢地へ引越候心得を以住居向并人數備衣服等万

事省略、賄料之内可相成者少々宛ニ而茂延銀相成候様取賄、元

方江非常手当ニ預ケ被申候様ニ茂相心得可被申候

一京江戸大坂松坂店別宅手代役料之儀減し方申出候得共是迄餘程

之減シ方且者當節柄骨折心配之儀ニ付是迄之通差置候事

右之通申渡候、猶又是迄申渡候ケ条之廉々弥急度相守可被申候右

申渡処如件

嘉永七年寅九月

助 八 (高益)

八郎右衛門 (高福)

元之助 (高映)

宗則兵衛 (高就)

六 (高就)

助 八 (高益)

八郎右衛門 (高福)

元之助 (高映)

宗則兵衛 (高就)

六 (高就)

助 八 (高益)

八郎右衛門 (高福)

右被仰渡候趣委細承知仕候万端相心得取計可仕候已上

三郎助 (高喜)

次郎右衛門 (高朗)

一天保十四 卅十一月

申渡

元之助 (高映) 在江

直次郎 (元木村方名代) 不快

16 [申渡] 安政二年卯二月

元方寄会

十二月二日

立会

六 (高就)

不參

茂兵衛

中井判 (京本)

清次郎

元森掛 (大元方)

勝助郎

中野京西營

直次郎

元木村方名代

源右衛門 (高瀬)
宗十郎 (高潔)
進藏 (高敏)

寿之助 (高弘)

右御申堅之趣委細承知仕候誠ニ不容易御時節ニ相成何共奉恐入
候右御時節柄私共役料格別之御思召を以是迄之通被下置御厚惠
之段異加至極難有奉存候猶一統申合尽精力少し茂御安心之庭ニ
相成候様精勤可仕候以上

中塚徳次郎 (京本店)

福田万右衛門 (大坂両替)

(以下三十六名連名省略)

幕末の三井「家政」改革についての覚書（三井）

一 同 十五 辰六月

一 弘化 三 午二月

一 嘉永 二 酉七月

一 同 七寅九月

右之通追々俟約建法申堅、毎々書取ヲ以申渡置候趣者申迄も無

之、各逐一承知之事ニ候、其後逆も商高難乘立候ニ付、種々心

配能有候、然ルニ旧暦月廻ニ至、江戸表大火ニ而三店并抱屋敷

等數ヶ所類焼、別而時も時肝心取入ニ差向ひ折柄ニ而何とも

致方無之、打驚只々当惑心痛寵有候、併売店ハ見込第一世評之

程も在之候ニ付、不敢敢仮家建及示談普請等漸々出来先々致開

店此上者追々繁榮ニ趣不遠内埋合出来候様与祈寵有候折柄、不

計も当十月二日大地震出火誠ニ前代未聞之大震ニ而店々始大損

し土蔵等ハ半潰同様其外抱屋敷向同所之内類焼皆潰之庭所も不

少、実以不容易事共如何共申様無之只々十方ニ暮絶言語候次第

ニ有之候、併店々下々ニ至迄怪我等も無之火災之難相。遂候段

全ク神仏之御加護與難有存事ニ候、右ニ付非常ハ難計候ニ付、

其儘ニも難差置所ハ夫々手当取膳^(付)不致候而者難叶右人用等是又

莫太之事ニ而実々是迄連々申渡候邊に打越極太切之庭ニ至既ニ

商ひ向者追々壳落出道而已相嵩、終功納ニも深ク相抱り候時節

ニ相成、且両替店筋逆も時節不宜ニ付市中不融通ニ而塞り物并

滯口多ク自ラ公訴ニ相成候向も不少、糸店間之町店も去ル寅年

御改革已來商ひ賑大相違ニ而勘定相立兼彼哉是心痛十万無遺方

斯凶変差添候事天災と与ハ乍申全ク 御先祖之恩召ニ相叶事も

可有之哉与奉恐縮候、依之此度格別示談之上極儉約申堅メ同苗
中心を合我一与質素儉約慎方工夫自然与冥加ニも相叶候様銘々
勵合、御先祖之恩召ニも相叶、同苗一致之御建相頭候様致度事
ニ候、於見聞いたし其功相顯候向者勘弁方も可有之候哉尤宅々
賄料も追々減方相成候上ニ候へハ何分前件之時節ニ相成候ニ
付、無余儀来春季より三ヶ年之間賄料始夫々改左之通り

一 同苗宅々賄料

一 同役料名前料

一 隠居 料料^(五)

一 養育 料料^(五)

右之分明辰年^(五)元建サ掛ニノ相渡可申事

但連家賄料計ササ掛ニノ相渡可申事

一 右ニ付別宅手代共役料も半減ニ減方相願候へ共追々歩引も致有

之、且ハ當時之成行ニ付心配而已致候上奉公向已前二十倍骨折

候事ニ付此儀も深ク察入候間何卒是迄之姿ニ差置度候へ共折角

申出候忠心之程も有之何分前文之次第二付旁以不得止事任願左

之通

一 元方名代迄^(五)家原長井共

一 平勘定名代^(五)力サ掛

一 後勤名代^(七)エサ掛

一 通勤^(七)エサ掛

右之通相心得可被申候色々前文之通り難尽筆紙時節ニ相成候事
故、御送書ニも在之候通り主従一致之事ニ候へ者、何分ニも申

合銘々手柄次第ニ質素儉約相慎候様致度、左候へハ自ら天理に
も相叶且ハ、御先祖之恩召ニモ相叶不願して福を得商売繁榮ニ
も趣、不遠安穩之場ニ復し候様可相成道理ニ候、尤是迄者表向
計僨約ニ相見得内輪之處不取締ニ付世間も笑ひ請候事も在之
趣相聞、実以御先祖へも恐入事ニ付、此所深ク思慮勤弁致内
外共急度相慎僨約相立世評も建直り候様吳々頼入事ニ候、且又
商賈之儀ニ付斯も致候ハ、乘立可申与心付候事、其外為方ニも
可相成義者聊無遠慮被申出候様いたし度候

右之通申渡候、尤是迄申渡置候ケ条之廉々共急度相心得可被申
候仍如件

安政二年
卯十二月

宗助八(高就)印
則兵衛(高滿)印

八郎右衛門(高福)印
元之助(高映)印

家持手代一統印
右被仰渡候趣奉畏候、猶又格別相慎万事質素取締可仕候當時身
分ニ付此所調印仕候已上
同苗之内慎候者ハ
別帳印判取之
家原自雲(政由)
長井喜次郎(高厚)

右御申渡之趣委細承知仕候急度相心得万事質素儉約相慎可申候
已上

三郎助(高喜)印
治郎右衛門(高朗)印
源右衛門(高済)印
宗十郎(高潔)印
進蔵(高敏)印
寿之助(高弘)印

右被仰渡候趣奉畏候時節天災与者乍申、近來打続種々大變ニ而
御出財筋相嵩候上御家督一本店筋江戸表商事難乘立旁不勘定
御建之功納難出来此度格外減方御願奉申上候ニ付、不大方御辛
勞被思召上是迄段々僨約之上猶又大御僨約御仕法御建被遊候
段奉恐縮候、誠ニ不容易及御時節御相続太切之場ニ候條、何分
此上一統申合如何躰ニも尽粉骨相励追々工面能少も御安心之庭
ニ相成候様丹精可仕候已上

天保末頃からは外国船がしきりと沿岸に出没、しだいに長崎は
じめ諸港に来航するようになり、嘉永六年のペリー来航を迎える
のである。その年、江戸両替店は商況不振に陥るが、外国船の度
々の渡来で、沿海防備を強化したことから、武器の需要が増大
し、京糸店は諸藩へ具足毛糸を多分に売り捌いて、一時に売上
高が増加して、秋季目録は好成績を示した。しかし、三井全体と
しては、経営がますます多難に向う情況であった。嘉永七年九月
に出された『申渡覚』では、異国船渡來のため、幕府・諸侯はじ
め防禦手当等で専ら僨約、市中は金融梗塞不景氣なのに前年大坂
で莫大の御用金の下命、当四月は皇居炎上の折被害をつけ、六月

幕末の三井「家政」改革についての覚書（三井）

には江戸でまたまた大金御用金の命をうけて、当惑し、これまでも度々借約令を申し渡した上であるが、両店筋とも相続に拘わる不容易ならざる時節になったと述べ、「宗竺遺書」の通り、伊勢に引込みでもしなくてはと相談中「亦候」京都で献金の命があり、いよいよ大借約を必要とするから、この秋から賄料三分の二に約めて向う五カ年間力事ぬつてほしい。伊勢に引越したつもりで、万事省き、少しあってでも「延銀」になるよう賄い、元方へ非常手当に預けるよう心得てほしい。と申渡している。嘉永七年には海防費御用金を江戸で金五七〇〇両、大坂で銀三〇貫目を差出していい。この頃からはまた禁裏造営の御用なども命じられるが、当時の三井家の財力にはすでに余裕少なく、銀五〇貫を五カ年に分納する仕末であった。安政二年一〇月二日はいわゆる安政大地震で、江戸の店々・土蔵・持家等が大破損し、商況はますます不振となつた。それに対応して、年末特別示談の上、慎方を工夫し、励み合うことを同苗間で申堅めを行つてゐる。

安政四年二月の『申渡』は短いものであつたが、改革以来天災も度々あって莫大な出費のみ続き、世上人気もよくなく不景氣の折柄つぎつぎと掛法申渡し、暮し方ならびに店々のことも格別心配のことは推察するとねぎらい、今後役料を閏月の分増方を渡すから、さよう心得、しだいに昔に戻つて先祖を安堵させるようしてほしいと励ましている。

安政六年、横浜開港をみこして、江戸本店から幕府に横浜出店を内願し、二月二七日、勘定奉行兼外国奉行から出店を仰せつけ

られ、六月一日開港と同時に横浜店（本店經營の売込店）を開設する。これは、吳服を商売とする本店筋が、うち続く不振を挽回しようとする対策でもあつたが、その主たる生糸貿易の失敗と、外國奉行所御金御用達を命じられたことから、その御用預かり金の貸付に塞がり物ができると上納命令に対する危惧も加わり、ますます苦境を深め、一時は三井全体の存続さえ危ぶまれた事態に立ち至るのである。

三井にとって、開港が大きな劃期になることは疑いないが、ちょうどこの時期（安政五年——文久三年の六年間）における「家政」改革の史料は、どういう理由か不明であるが、今のところ見当らない。⁽²²⁾

つぎに検討すべき申渡しは元治元年一二月に書かれている。左にあげることにする。

19 「申渡書」 元治元年子一二月

申渡

一天保八酉年大坂表變火後御改革或者御用金且江戸表度々火災地震等種々之儀ニ而引続莫太之出金筋差添候ニ付、追々借約建仕法申堅候節ニ夫々書取を以申渡置候趣者申迄も無之各逐一承知之事ニ候、其後既も本店筋免角商事難乘立店々勘定不整ニ付種々心配罷有候所、旧冬十一月不存寄江戸本店自火ニ而終ニ向店糸見世焼失隣町迄も類焼ニ付、其向々江挨拶金差贈り其上右町々お借用金等強談被申掛無拠訛合ニ而出金詰リ莫太之出財筋有

之然ル處当二月江戸神田四軒屋敷^タ出火之節、兩替店類焼并本

店向店仮家近も過半者類焼同様ニ付、本店筋の大難申様も無

之、仍而猶又種々改革仕法建等之儀評談中之所不計去ル七月十

九日当地前代未聞之變火ニ而漸々出水宅上之店紅店外別宅暖簾

中両三軒相遁れ候迄ニ而其餘宅々店々并別宅督退役暖簾内不

残類焼誠ニ絶言語候儀如斯累年之凶变ニ而失財筋相続、唯々十

方暮歎息苦心之折柄此度於大坂表大金御用金仰出猶亦 紀州

様^タも御立用金御類談有之夫是共前件極難渋之訛柄を以種々數

願候得共一向御聞済も無之何共重々心痛千万之至ニ候、右之時

宜故同苗宅々中々仮普請等相補理可申庭合ニ難至無拠借宅或者

同居等致居候得共店々之儀者商事懸引且家内備立も有之事ニ付

可成仮家為補理右入用是又莫太之儀ニ而実々是迄連々儉約建申

渡辺ニ打越此度之次第極々相続太切之庭既ニ 宗竺様御遺書ニ

御認被為置候庭ニも相後何共恐入事ニ候得者此度者是非共勢地

江引越不申而者身体之建方難相改筋ニ候得共當節之形勢且ハ引

越之失費入目茂不容易事ニ付此程中種々遂評談、先當時之所相

見合候而自今同苗勢地江引越候心得を以人數備相減衣類等も万

事切替質素ニ相慎店々ハ勿論別宅手代共ニ至迄此上格別之儉

仕法相立不申而者不易之相続難相成尤宅々賄料始追々減し方相

成候上ニ候得共、前件之次第二付猶又減し方不致而者難相成儀

勿論ニ候得共、去ル七月火災後而米穀始諸式 倍高直ニ相成宅

々暮し方心配之趣ニ付、此上減し方申渡自然不都合筋出来候而

者猶更難相済、依而至極相談之上都而是迄之通り居置改左之通

申渡候

一 同苗宅々賄料

去ル戊春^(文久二年)申渡候是迄之通

(七)
掛

但賄料マ步積用捨

外ニ去亥秋季^(文久三年)カ当春季迄諸式高直ニ付当分渡し高セ割方元方

カ取替遣し置候分、此度出し切ニ致し当季カ改諸式高直ニ付

下落迄之所當時賄料セ割方別増ニ申渡候

一同苗名前料

一 隠居料

一養育料

一江戸大坂勤番小遣并雜用

右四点是迄之通エ掛ニして相渡候事

一元方カ相渡候合力筋

右当春季迄之通別増セ割方諸式下落迄増遣し候

一連家賄料

是迄之通
(七五)
エサ掛

其餘本家同断ニ申渡候

一同苗宅々仮普請之儀元方銀操工面次第追々ニ相建させ申積ニ有

之候事

一吉凶入用定之分カ掛ニして相渡可申事

凶事入用定之分エ掛ニして相渡可申事

一同苗江戸勤番路用之儀道中宿々割増有之候ニ付是迄之通

但當時道中宿々旅籠料始都て高直ニ相成、路料不足之趣も及

幕末の三井「家政」改革についての覚書（三井）

聞候ニ付入加之分其時々書付ヲ以相願可被申候猶其節評議之
上可申渡候

一老分之者大坂表諸用ニ付往來雜用^(三百三十目)マ舟マシハ相渡し可申事

但江戸路用之廉同様之事

一同苗大坂往來雜用^(三百三十目)マ舟マシハ相渡可申事

但前同断之事

一元方々出銀筋定式之外臨時願筋堅聞届不申、尤定之外入越等之
願是又決而聞届不申事

一御先祖様御鏡居之節先年申渡候通干飼者相止メ可申事

一同苗年頭中元歲暮祝儀年限中相止可申事

但小袖料者格別之事

一婚礼祝物

一入家祝物

一出產祝物

一元服祝物

一庖瘡見舞

一暑寒見舞

一江戸大坂其外往來之節餽別并土産もの共右七点之分年限中堅無
用之事

但祝儀見舞等ニハ成丈當人罷出相互ニ疎略ニ不相成様江戸松

坂文通疎も同様相心得可被申候
一諸道具類有來ニ而為相済新規相調候儀無用之事

一衣類之儀是迄僨約中ニ候へ者、上品ハ相慎可申様度々申渡候得

共、世上ニ連候哉自然と上品を相好ミ候様成行然ルニ此度大檢
約相立候上者已來平日綿服同様と相心得有來り之品ニ而も目立
候分遠慮被致万事古道ニ相心得可被申事

一同苗江戸大坂其外共往來之節見送り出迎ひ等之儀宅々店々ハ
蹴上げ迄罷出可申候、其餘諸出入者勿論懇意之方疎も年限中堅

相断可申事

附店々勤番江戸往返之節見送り出迎ひとも其店々壱人限尤酒
飯等年限中無用可致事

一御屋敷向同苗勤方並仏參其外他出之節駕ニ而往來無用之事併至
而風雨步行難相成節ハ垂駕にて引戸駕無用可被致事

但老分之者格別之事

一勤方ニ而旅行之節ハ引戸駕格別之事

一同苗妻仏參其外無拵他出之節歩行ニ而ハ却而目立不宜候間垂駕

ニ而可被罷出候、尤當節柄ニ候得者衣服等目立不申様隨分古道

ニ相心得可被申事

一同苗宅々江戸來并店々江出勤之節ハ供男無用子供召連可被申事

但勤向之外自然供男召連候ハ看板着無用

一遊興筋急度相慎可被申事

一同苗髮附風俗別而當節柄ニ付成丈古道ニ相心得可被申事

一宅々勘定場并茶之間召仕之人數格段相減し可被申事

但無拵義ニ而入來候共年限中酒飯等差出し申間敷

一宅々出入屋八百屋持運ひ成丈目立不申様可被申渡候

一宅々其外下屋敷坂普請之儀難捨置者格別其餘者成丈相見合可被

申事

一別宅共宿入其外諸祝儀并支配組頭退役入家婚礼弘メ之節其店々
ト建之祝物差遣し候儀故為冥加手代方々祝物差出し候共年限中

遣し物相止候事

一当役手代共江戸大坂往来之節餉別送り物相止メ候事

一吉凶之節菓子等差出候儀堅無用之事

一年回之節志送り物無用且内仏江備物花計菓子料相止メ可申事

但凶事之節者其砌相談之事

一年回ニ付真如堂法事執行有之東陽院ニ而支度無用之事

天保九戌極月廻文差出候得共猶又此度廻文為差出候間其趣

二相心得可被申事

一年回之節百回忌者格別之儀ニ候へ共此末遠忌ニ相当り候ハゝ其

時々相談之上取計可被申事

但年回之節真如堂江志之儀是迄之通相心得可被申事

一年回之節東陽院并同苗中手代方とも遠夜參相断候事

但五月十月御祥月并七月棚経ハ是迄之通り

一同苗宅々之内真如堂墓所之儀 御先祖様御石牌之儀者格別之御

事ニ候得共小兒等ハ有来之石牌江合葬目立不申様取計可被申事

一御屋敷向御音信定式差略難成ハ格別諸品高直之折柄ニ付三都ニ

而近來段々相嵩候、何分當節柄候間已前之マ割落其筋ニ寄サ割

落ニも致候様心得を以取計可被申事

一江戸大坂元方持普請三ヶ月見合可申事

但抱屋敷無拠向者其時ニ相談可申事

一京本店両替店元方糸店間の町店仮普請之儀夫々申出候通追々

出来引移り申事ニ候へハ別宅手代共遠方借宅ニ居候而ハ御用向
差支可申間工面次第店々手近江引越候様可致事

一本店筋仕入方類焼之貲先職人等諸事手配為致買方仕入専工面申

付置候得者江戸大坂商向猶々出情無緩相勵格別完高仕増候様懸(付)

引可被致候、扱本筋去ル天保八酉年大坂變火後御改革又ハ天

災江戸店々類焼等ニ而出金筋相累り金操六ヶ敷場也可有之候得

共、近來於江戸店度々大銀塞り高出来弥以融通難出来仕入元手

金差支候趣願出、連年夥敷金高貸渡其上功納減方相願不得止事

聞濟遣し、旁大元方備難相建何共心痛干方存候、右ニ付先年ノ

店取締商事勵方等之儀度々書取を以申渡一統承知之事ニ而聊如

才有間敷候得共、殊ニ当節至極太切之世柄ニ候得者三都店々猶

々一致申合、家内取締向治り方者不及申、万事質素候約相守商

事向者、主從相之統大業ニ候得ハ、何分ニも時節と相あきらめ

申事ハ難成筋ニ候條、如何体ニも臨機応変之駆引を以為相勵商

事繁榮季々勘定宜相整、元方功納建無滞相納猶連年之立用金等

も追々償方出来不申而者大元方備向難相立候條、皆々骨折之儀

者察入候得共猶又極真ニ打入り店々工面能一家安泰主從安心之

場ニ相基本店規模相顯候様精誠厚配可被致事

一両替店筋金銀取引万端駆合者不申及別而京両替店取組向類焼引

當有之分辯も家屋敷建物皆無相成事ニ候得者、相對万手抜無之
様可被致、殊ニ近年人氣惡敷故哉大金之滯口も出来候趣ニ候得

者、取立方精々厚配可致者勿論、此末取組方格別相鍛ひ滯口等

幕末の三井「家政」改革についての覚書（三井）

出来不申様懸引専要ニ候、且江戸大坂店並も當節柄ニ候得者、万事手違無之様大切ニ氣配可被致候、糸店間之町店壳掛取入方

第一ニ相心得商高相勵諸事工面能仕向可被申事

一店々別宅手代日勤之者ハ當節人氣不宜時節ニ而、一入骨折心配

ニハ可有之候へ共、猶此上ニも厚氣配被致同役相互ニ申合例刻

トも早々出勤終日見張居自身ニも諸事手掛け候程ニ相心得益

物容一致実意ヲ以相勵候様勤務被致度、左候時ハ自然と上下共

勤向油断出来不致道理ニ而、於我等も一入安心可致候間、此旨

別段申入置候事

一京江戸大坂松坂店々別宅手代役料地代共減し方可申渡之所書發

ニ相認候通之次第ニ而、當節諸式格別高直之折柄銘々暮し方ニ心配いたし、自然太切之店用向氣配薄く相成候而者難相濟ニ付、至極相談之上江戸別宅共地代是迄之通致し遣し、且役料之儀改左之通

一元ノ
元方名代迄

去ル戌春申渡候通

エサ掛

外ニ當時役料ノ

セ割方別增

（六三）

右者當時諸式高直ニ付致下落候迄此度トガ増方致し遣し候

一勘定名代
（八五）
平名代
（九五）
外ニ別增前同断

一後見役
（九五）
通勤支配役
右之通申渡候

同
（九五）
外ニ別增前同断

元之助（高生）印

一店々縫普請之儀難捨置所者格別ニ候間、其節相届其余成丈相見合可被申事

一年回之節両店方内仏江香寛去ル嘉永二酉年申渡候通已前之半減

ニ致し別宅共ト真如堂志之儀ハ是迄之通と相心得可被申事

一同苗諸祝儀之節店々并別宅手代共ト祝物相送り候儀無用之事

一宅々江別宅手代并家督之者ト七夕歳暮祝儀且仏事之節志者無用之事

一当役并手代共江戸大坂往来之節宅々江土産物等無用可致事

一店々節蛭子講神事、其店限質素ニ内祝可被致事

但右ニ付宅タ江蛭子講内祝糸料年限中相止可申事

右之通此度改申渡候、申迄も無之候得共、同苗一家數代連綿相続致候儀、全從

御先祖結構家督被為建置候御餘光ニ候得者、右冥加之程を厚被弁格別質素儉約相守、御先祖以来祖先尊靈之冥加ニ

相叶一家不易無難永統致候様厚心掛可被申候、尤前ケ条之内賄料之分ハ諸式下落致候ハ、其節之時宜ニ寄相改不申而者難相成候條

此旨兼而相心得可被申候、猶其餘之廉々者両店業躰工面能勘定合

宜相整候様相成候ハ、其節可相改候間心得違無之様急度相守可被申候、依而右申渡処如件

元治元年子十二月 八郎右衛門（高福）印

三郎助（高喜）印

次郎右衛門（高朗）印

右御申渡之趣逐一承知仕候急度相守格別質素儉約相慎可申候以上

元之助（高生）印

源右衛門（高辰）印
寿之助（高愛養子）印

弁篤次郎（高潔）印
則右衛門（高敏）印
宗十郎（高獻）印
震之助（高福五男）印

右被仰渡候趣逐一承知奉畏候、時節天災与者乍申近來打続種々之
変事ニ而御出財筋相嵩候上去ル七月前代未聞之麥火ニ付、猶亦広
太之御失財絶言語奉恐入候、殊ニ御家督第一之本店筋不勘定御建
之功納難出来、剩ヘ元方より莫太之拝借金連年奉願候ニ付大元方及
御袁微不大方御辛勞被思召上追々御儉約御仕法御建被遊候段重々
奉恐縮候、誠ニ不容易御時節ニおひ御相続御太切之場ニ候得者
本店筋者奉申上候ニ不及何分此上惣店々一統申合如何体に茂尽粉
骨相励追々工面能相仕課少し茂御安心之場ニ相成候様丹誠可仕候
已上

三都店々

元々
通勤支配迄連印

ここで注目すべきはつぎの諸点にある。

(一) この前年一一月江戸本店が自火をおこして、向店・糸店・

隣町まで類焼して、その挨拶金をおくり、その上、その町々から

借用金などの強談をもちかけられて、これらによる出財が莫大に上ったこと。

物価騰貴の原因を外国貿易にあるとみた都市下層民は、とくに生糸貿易商を「御恩沢を忘れ」「一己の利益を貪る奸商」として憎んだ。とくにこの前年、文久三年九月中頃から、大丸・白木などとともに越後屋の名をあげて、「有用の諸品を夷賊共に相渡し候に付物価騰貴し、万民を苦しめ候段不届至極に付、不日右買人候もの不残加天誅るもの也」という張紙が、店頭や町角に頻々と現われた。このような動きがあつたところへ、この自火を出したので、不穏の状勢は頂点に達し、幕府に火事場の警備を願出たほどであった。町々に対しても余分の挨拶金を出すことにもなつたのである。表通りの罹災者には一軒五両、裏店住には十両ずつの見舞金をおくつた。このような社会的圧力をうけたことが番頭たちの意識をも大きく動かし、失敗続きの横浜貿易に対する意欲をも一層そぐことになったのである。

(二) そのような状態のところへ、一二月にまた江戸の火事で、まだ仮屋であった本店・向店も過半類焼同様の目にあい、京都では七月禁門の変による火災で被害をこうむり、これまた別宅のれん中二・三軒をのぞくほかは類焼した事こと。

(三) こうした折から大坂で大金の御用金の命があり、紀州家からも前立用金の頼談があり、事情をのべて歎願しても聞きいれてくれない。

(四) 四同族たちは仮普請もならず、借家か同居で過ごしている

が、「商事懸引」や「家内備立」は欠かすことができないから、仮屋を補修して使っているが、これまた莫大な出費である。

(四) いよいよ伊勢に引込むべきだが、今の形勢ではその失費も容易ではないから、いろいろ評議して、引込んだ心得をもって、万事切替えて慎しみ、店々は勿論別宅手代どもまで、格別の儉約をたてなくては、相続成り難い事である。生活費も、またまた減らさなくてはならないのは勿論であるが、七月火災後の物価高で、生活費をこの上減らして、不都合のことがおこつたら、なおさら済まないことだから、すべてこれまで通りにすえおく。賄料は文久二年の決め通り七掛、以下これに準じて、例の如く細かい規定を定めて、この困難な事態に対応しようというのである。

(六) 本店の苦境が、当時最大問題であったし、それは大元方の存続にも関したことであつただけに、おわりにふたたび本店のことが訴えられる。

近來江戸店で度々大銀塞り高ができ、ますます融通つかず、仕入元手金にも差支え、連年、願出によるおびただしい金額を大元方から貸渡している。その上功納金の減額も願出ているが、一方大元方も備を建て難くなっているから、万事僕約を守り、商事向は主従相続の大業であるから、何分にも時節とあきらめはいけない。臨機応変の駆引をもつて励み、商事を繁榮させ、季々勘定も整え、元方功納も滞らないよう納め、なお連年の立用金なども段々と償えるようにしなくては、大元方の備向も立ち難い。一層

真にうちこんで、店々の工面をよくし、一家安泰、主従安心の場とし、本店の規模が顯われるようにしてほしい。」

(七) 両替店ハとくに京の店は取引先が類焼しており、殊に近年大口の滯口もあるから、精々気を配り、どの店も万事手違ないよう、仕向けること。

以上列挙したようなことから、一層危機感が強まり、さらにきびしい儉約令が出されたのである。賄料すえおきということも非常な物価高のため、実質には下がっていることになるのである。

「史料一覧」につぎにのせてあるのは慶応三年七月の分である。これも長文であるが、前文は殆んど元治元年のものくり返しだ。この年もやはり大元方の危機を訴え、御用金の負担に対する苦衷のためこの年はじめて、「店々業体取締」めて金繰りを手配するといつていて。ひきつづき米価・諸物価古今未曾有の高直であることを述べ、現在のような形勢では末のなり行きが計り難い、尋常の心得では家督衰微は眼前にみえている。この上とも手元厳密堅固に備えることを要請しており、危機感は一層深まっている。

慶応三年は一月、陸仁親王践祚、十月、徳川家は三〇〇年の政権を放棄した（大政奉還）。創業以来二〇〇年に及ぶ三井家も、その商業經營が破産寸前の危機にあった。つぎにあげる『口上覚』は一二月付であるが、その月の九日、朝廷は王政復古を宣言し、新政府がたてられたのである。

口上覚

一 当今不容易形勢且本店筋必至与金縁差詰其上於江・横御用御預り金広大之塞り物出来候ニ付右何時上納可被仰付も難計、其期

ニ至候時者忽御家大變之庭ニ可及、尤於元方者聊御備江金も無

之、旁以此末御永統之程日夜恐痛仕候付右御預り金上納方之勘

弁并江戸本店筋改革取締方之儀私共評儀^(銀)「上二元方より通達之書

状、乍愚案下書相認、此程喜作庄太郎^(第7番目)徳三郎^(第8番目)參上御賢慮奉伺候

所、乍恐御同意被為思召、何分當時之形勢と申此姿ニ而者御相

統之所深御心痛被遊、當節中々御外聞御厭被遊候御時節ニ無之

且者市中動靜も不定之折柄、旁以於近在相応之家宅も候ハゝ御

宅々御約り格別御質素御慎被遊候御思召ニ候得者猶店々之処私

共へ御任セ可被遊候間、詰り御家御永統之所専務可仕御旨右三

人之者へ巨細御示談被遊候段奉恐入候、全御數代連綿之御家御

相続御太切与被為思召候御賢慮之程御尤至極感伏仕候、乍恐当

時之御振合ニ而者実以元方入私季々勘定不足仕本店ニ而者不絶

仕入金ニ差詰り居、其上此末江戸表之商事如何可相成哉何れ袁

微可仕、於両替店も肝心御名目當節之次第二付取立も難出来両

店筋とも御家督者先ツ御目当ニハ難相成其上ニ江戸表横浜と茂

御預リ金皆上納被仰付候時者忽御家名御退転ニ也可及、誠以御相続御一大事之庭に可至と深心痛仕、格別切替リ大改革御仕法

立之儀私とも恩存可奉伺心得ニ御座候処、前条被仰談候段全

御先祖様御餘光不被為尽、御家御長久之御基と難在御義奉存

候、依之不敢打寄評談之上所々周旋仕候處、洛西太秦村ニ相應之壳家在之候趣ニ付、見分仕候處間狭ニ者御座候得共建出し等可仕右ニ而乍恐御不省被成下、御同苗様方御引越御約り御住宅被遊度奉存候則繪図面入御覽、猶委細口上を以可申上候

一 右於御仮宅何卒凡十ヶ年程之間御慎御賄料格別御減御暮方御住約被遊候ハゝ追々元方入払も可成出来可申哉ニ奉存候自然御間狭ニ候ハゝ竹屋町様御宅之義御堅慮奉伺度候事

一 南御隱居御住居之義如何可仕哉御賢慮奉伺候事

一本店別功納⁽²³⁾并両替店江年賦納延納之事

一 江・横御預リ金上納ニ付志ケ年凡^(五)サ仙兩之利足出道無御座大心痛仕候事

一 元方様方之内御老人様為御勤番本店ニ而も御止宿御詰切、且御付老人之御積ニ奉願度候事

一 但御難用元方出しニ被仰付且御飲食等惣容同様奉願上候事

一 御宅々御賄料之儀昨^(慶應2年)秋季^(十三)シマ割御増ニ相成候ヘ共矢張季々

御不足ニ而無撫御出銀ニ相成候ニ付右を籠メ候時者御宅々ニ寄

御不同も有之候へ共、凡シウ割セシ割之御増方ニも相当り、乍恐何共御不都合之次第奉存候則別紙之通ニ御座候、此後格別御仕法御建被遊本建御賄料を以御暮し方奉願候事

一 御習学様方店々御出勤御心得方、往古より御定之廉江御基被遊候之様奉願度候事

一 但御宅々御召仕御人數御減之事

一 御宅々大御改革ニ付而者御台所役之銘々江精々御談被遊候様仕

度奉存候事

一 松坂御宅々御遠塞之事

一 江戸表御勤番様御雜用并御道中御入用且御餉別御土產物等之事

一 御宅々元方筋臨時出銀御願之義、御年限中御聞届無之様仕度

候事

但御吉凶ニ付無拠御出方之分者格別御勘弁奉願度候事

一 江戸大坂御地面御抱屋敷并稻荷町御抱屋敷等御捌之事

一 三都御屋敷方御附届之義、是迄より都而半減之積を以取計仕度

候事

一 元方并店々江御引当御道具類之事

一 紀伊様御扶持方之事

一 店々別宅共御役料之義(昨寅秋^ノ当時御渡し方之シマ割御増方結

構被仰付、以御蔭是迄可成取祿仕来難在奉存候、今般格別之御

改革御立被遊候儀ニ付明春^ノ御增方返上仕自今御本建御役料ニ

奉願度、則別紙調書奉入御覽候、宜御下知奉願候事

但平名代以下御役料之儀者追而御同可申上筋も御座候哉ニ奉

存候事

右之通御賢慮奉伺候以上

慶應三年卯十二月 永緒太郎右衛門 (印) (京大元方名代)

中井茂兵衛 在江 (京本店元方掛名代)

中塚徳三郎 (印) (京大元方勘定名代)

中村徳兵衛 (印) (京西舞店元方掛名代)

吉仲庄太郎 (印) (京本店勘定名代)

木村忠兵衛 (印) (京上店加判名代)

川村喜作 (印) (京間町店加判名代)

土方治兵衛 (印) (京大元方加判名代)

中野勝助 (印) (京岡替店元代)

八郎右衛門様 (高福)

三郎助様 (高喜)

次郎右衛門様 (高朗)

右に掲げた慶應三年一二月の『口上書』は、この稿の最初に触れたものであるが、維新の緊迫した情勢のなかでの京重役たちからのさし迫った建議であるだけに、冒頭から問題の中核に直入する。左に重要な点をあげる。

(一) 当今、容易でない形勢にある。かつ本店筋は金繰詰り、その上江戸・横浜の御用預かり金に大きな寒り物ができ、いつ上納命令がくるか計りがたく、即時全部ということになつたらお家大変、家名は「退転」にも及ぶこと。元方には少しの備え金もなく、この末永続のほどはわからない。それで、預かり金上納の勘弁と江戸本店筋改革取り締り方の義を評議した。

幕府の横浜御用所の預かり金の貸付は主として、横浜貿易の糸商人に対するものであったが、これのこげつきは、生糸貿易の失敗とともに、三井にとって最大の問題であった。横浜開港以来の本店の苦境も大きな原因はこれらにあったのであって、この問題は大きくもちこされてきた。なお、その上納によつて一ヵ年およ

そ五千両の利足の出道をも失うことになる。

(二) 両替店にしても、肝心の幕府の名目が当節の次第で通用せず、貸金の取立もでき難く、本店も両替店もともに家督(相続)の目當にはならなくなっている。

(三) そこで、市中動静も不定であるし、評議の末、洛西太秦村に相応の売家をみつけたから、同苗は全部そこに引越して格別質素に十年間はそこで慎んでいてほしい。

これは非常に具体的な建言であって、絵図面まで準備して、口上で話すという。そして、同苗のうち元方役一人だけ勤番にあたり、本店にでも宿泊して詰切りにし、飲食など手代同様にしてほしい、同苗賄料も前年秋、本建の一三割に増したのに、物価高とはいえない不足で割増しになっている。これは家によつては一九割二〇割にも当ることで何とも不都合の次第であるときめつけ、本建通りで賄つてほしいといつてはいる。太秦引越のことは実現せずに終つた。

(四) 種々細かい具体的提案のなかに、江戸・大坂の地面・抱屋敷・京橋荷町抱屋敷など処分のことが出てくる。これも從来みられなかつたことである。

この『口上覚』は、明治維新期の三井家の危機に際しての重役たちの必死の建言であつた。

22 [示談書] 慶應四年辰七月

一今般 朝政御一新被為仰出候ニ付普天率土之派ニ至迄變革之御

時節ニ付手前宅々始店々一体旧弊旧格不泥万端大改革相建申而者中々相続難及就中本店筋之儀者先年來種々之大難渋打統、肝心元手金差詰是迄両替店并元方々數度大金操廻し遣候得共、諸品未曽有高直之凌も可有之哉、何分漸々不手廻し趣就而者店々商ひ向も難乘立難用負之姿、肝心根本之本店右之次第に付、実ニ寢食不安心痛無此上存候、尤近來時節六ヶ敷付而者三都共何れ之商人も專相もかき、殊更呉服唐物類之現銀商町並ニ小店を開キ小人數ニ而主人自身ニ商ひ致、買入衆之便利專一二相勵、各々互ニ其下を潛り内証向之諸雜費を減し鈔目利届宣様之仕方ニ而同商売之者夥敷出来候ニ付、手前店者勿論大店向逆も甚商ひ致憎く實以大難渋之時節と相成候上、當節世風一変化ニ付、猶其上ニも工夫を懲シ東西南北ニ奔走シ我一ニ專苦配被致候趣及聞候、尤此方商之仕方前々大旨宜被建置候得共時機ニ応し千變万化之懸引可致義者勿論商人之定業ニ候、既ニ大元方定書之中ニも左之通被認置候

一店々規矩建商之仕方三ヶ月宛ニ而相改時節到来之行方ヲ以商ひ之仕方可申渡候、最初建置候通それなりニ指置申間敷事右之通有之候定而別宅手代之銘々承知之事と存候、別而前條ニ相認候通、世之建替外商人一生懸命相勵候折柄、手前是迄之仕來リ商ひニ而者所詮多人數之主從相続思ひもよらず候、加之諸雜用向未曾有之高直宅々始店々一統入用格外相嵩候故店々商德無少其上元方ニ而者江戸大坂共町入用多候而、家方宿取皆無同様ニ付入リ道者追々減し出方者季々定式之外年々臨時出金筋多旁以於大元

方聊之備金も無之而已ならず季々入払不足相成、無拠両店功納之

内先納為致相凌居候程之儀、此向ニ而者手前一躰身上年々及疲弊

終ニ者衰滅ニも可至別而当時形勢万一火難其外臨時出道出来候時

者如何ニ共手段無之、忽三都店々閉店之外有之間敷是ニ家名一大

事之際ニ相成重々深勞致候、殊ニ前条之通天下御一新之折柄此機

会ヲ取込し候時者迎も中興之大業難相立候間、中々旧格ニ泥ミ或

者外聞を厭候時節ニ無之候へ者、本店者不及申店々宿持之銘々始

惣役人共ニ至迄、^第當務ヲ深致別弁發奮して、第一店々商之仕方

且自家内取締改革向其餘同苗宅々縊リ方等之儀も役柄之高下ニ不

拘、智愚を不論、唯々御一新之御趣意ヲ基として家の為を存、聊

も無服職銘々存入相認大元方へ差出し可被申候、尤三郎助勤番在

江中ニ候得とも、何分家名存亡之境、手延ニ難打過一大事ニ付、

呉々も不打置早々存入可被申出候、其上ニ而主従打寄少し茂我意

不立、広く衆議公論を尽し、猶三郎助帰京次第万端令決定何分ニ

も同苗宅々始店々復古一新して家名永続之基礎相建度志願之外無

之、此旨訳而及示談候以上

慶應四年辰七月

八郎右衛門印

り商では、多人数の相続は思いもよらない。

(二) 大元方は、年々臨時出金が多く、収支つぐのわず、よんど

ころなく両店功納を先納させて凌いでいるほどで、身上は年々疲

弊し、ついには衰減にも至り三都店々は閉店するより他なくなる

う。真に家名一大事の際である。天下御一新の機会をとりはずし

ては中興の大業も成立し難い。復古一新して家名永続の基礎を建

支配組頭以下役人中

三都本店
同両替店
其外

別宅手下中

惣手代中

維新政府が樹立されてからも、三井家内の問題はいうまでもなくもちこしていく。

(一) 朝政御一新、何ごとも変革の御時節であるから、当方宅々

店々一体も万端大改革をしなくては維持できない。なかにも本店筋は先年来難渋が続き、肝心の元手金がさしつまり、これまで両

替店、元方から數度大金をくりまわしたが、未曾有の物価高のため、不手廻しになり、経費倒れの状態である。近年三都の商人と

も、ことに呉服・唐物類の現銀商が町並に小店を開き、小人数で、主人自身商いをし、客の便利専一に働いている。そのため当

方の店はもちろん、他の大店は非常に商いがし難くなっている。

その上世風一変して、商人も工夫をこらして東奔西走している。

時機に応じて千変万化の懸引をするのが商人の定業であって、「大

元方定書」のなかにもそのように書いてある。世の建てかえに加えて、他の商人は一生懸命であるし、当方だけこれまでの仕きた

この稿でとり扱かった天保八年から慶應四年（一八三七～六八）にわたる三二一年間の時期は、いわゆる幕藩体制の崩壊期にある。その構造的な矛盾があらゆる部面でますます深刻になり、幕末の動乱に突入するのである。天保改革の項でみたように、幕府は体制建て直しの諸々の改革令を発したが、それは、歴史の新しい進展（農民的商品生産・商品貨幣経済・国内市場の発展等）に適応することができず、改革のなかで、ようやく前進しつつあつた農民の商品生産・農村手工業などを抑えながら、むしろ一連の僕約令によって収斂の拡大を計ろうとし、抵抗する諸階層に対しては抑圧の強化をもつて臨んだのである。そのような保守的施策の強行のために、農民からも、商人からも、さらには一部旗本や大名からさえ抵抗にあって失敗し、いつそう矛盾を深める結果になる。商業資本についていえば、ますますそれに頼らざるえない状勢にありながら、旧くからの特權的商人層に依存して、御用金等を加増する反面、市場の新らしい発展を極力抑える政策をとった。商業資本の側は、そのような状況の下で自己保存のための必死の対応策を講じなければならなかつた。三井の連年の「僕約申渡書」は切実にその意味を表現している。

天保改革の時期には、毎回の「申渡書」の冒頭に、きまつて「御改革」「お触れ」の趣旨に「不違様」という文句が書かれていった。それは封建権力のもとで育ち、生きのびていかなければならなかつた商家としての避けがたい構えであった。「申渡書」は体

制内で、「家」と「家産」の破滅を免がれ、その永続のためにとりうる最善の道を考え、その着実な履行を要求しているのである。そこには、時の政策や災害等の事態によって迫られる窮状を訴え、そのままでは「相続難成」く、何とか打開して「家」の存続を保とうとする心情と方策が現わされている。
しかし、事態をきりぬける方策の中心は、一途「僕約慎方」にあつたことが特徴的である。

それら「僕約仕法」の内容は列挙した史料による通り、まず同苗賄料（生活費）の削減、その役料・手代役料の減額・服装・外出時の規定、旅行・吉凶時の経費節減等詳細にわたる規定が行われている。同苗賄料についていえば、天保期は本建の九掛から八掛、嘉永二年には三分の二、安政二年は最低であつて五掛に減らしている。但し同年、連家と元々から元方名代までが五五掛、勘定名代平名代六五掛、後見七掛、通勤支配七五掛と下に厚くなっている。元治元年は本建の七掛、慶應二年七月にも七掛、秋になつて一三割にふえたが、慶應三年一二月には本建通りに戻すことになった。これは物価高によるもので実質にはどの様な比率を示すかは、今詳しい計算を出す余裕がない。

これらのことことがくり返しきり返し、京都から、江戸へ、大坂へ、松坂へ、書き送られているのである。しかも、同族各家の節約の目的は、もちろん単に消費の切り詰めだけにあつたのではなく、危機をきりぬけるための営業方針として出されたものであり、商業資本の、この時期における、消極的な蓄積の方法を意味したの

である。

たとえば、天保一五年六月の『申渡書』および弘化三年二月の『改申渡覚』にみられる「延銀」・「遊銀」(ともに注参照)は、明らかに節約の目的が蓄積の内容をももつたことを示している。嘉永七年九月の「申渡書」でも、伊勢に引越さなくてはならない場であるが、それを実現することは容易でないことで「失却入用の程」もあるから、それは見合わせて、引込んだ積りで、住居向・人數・衣服など万事省略し、なるべく賄料のうちから少しづつでも「延銀」ができるよう取り賄い、元方 非常手当として預けるように心得るべきである、といい渡している。

このように商人の喰約とは、収斂を目的とした幕府の喰約令とはちがつて、それに抵抗する商業資本の運動であったとみるべきである。

もともと、「大元方」という統轄機関からこのような形の「申渡書」が出されたこと自体注目すべきことがらである。三都に営業店をもっていたことにともよるが、かなりず同族各家と営業店の重役たち(時にはそれ以下平手代まで含めて)の請書を求め、捺印して「堅く相守るべ」きことを誓う仕組であった。そしてそれが最も大切な一つの伝統としてずっとはだらいでいる。同族および各店がこのような形で統轄的に運営されたこと自体に、家父長的な所有関係にたつ「家」制度とその機能がそのまま現われていると考えられよう。

そこで、店の雇人は、資本制における会社の従業員とちがつて「家」制度の内部の従属的な身分であり、同族との関係では主従関係にあつた。「申渡書」のことばを使いにしてもその点が明らかに表われている。「雇人」にとって同苗たちは「主中様」であり、同苗と雇人との区別は劃然としていて、移動することはなかつた。

「申渡書」の形式と内容をみても、家と店(経営)とが密着している様がよく解る。「宅々店々」とかならず書き並べ、条文も同族各家の家政のことと店のこと・手代たちについてのことが、整頓されず交ざり合つて書かれている。また、請書の形式も順序も、まず年長の同族が署名し、つぎに平同苗、つぎに重手代たち、それ以下は一枚に何段にも書き連ねられて、連印の形をとっている。全体のことば使いにも上下の礼が現われている。

「大元方」或は「元方」の制度は三井に限らず、多少なりとも大経営の商家では、たとえば住友・下村・柏原、および地方豪商にも同じような機構があつたことが知られている。三井にしても、下村にしても、経営の規模が拡大されて統制を必要とした段階に、それが設けられた。同族共有財産制を基礎とする「大元方」制度は、同時にそれによって家計と経営の一応の分離が行われていたことであり、根本においては、同族も、「家業」としての営業店とともに一種の家父長的関係の下におかれていたのである。三井大元方は三井家同苗の共有財産=「家産」の管理と「家業」としての営業店全体を総括・統制する本部機関であつて、のちの三井合名会社・三井總元方・株式会社三井本社などのいわば前身

をなしたものといわれるが、それらとどうつながるか、それぞれの性格に、それぞれの時期に照應したどのような差異があるかを明らかにすることは、今後の研究によらなければならない。

前記のように商業資本は、このような「家」の共同財産として、統轄的な運営を通じて機能する。そして、そのことが、最初に述べたように、経済情勢・政治情勢の変化にあたっての対応の仕方を規定していたのである。

三井商業資本は、体制に順忯しながらも、すでに独自の道を歩もうとしていたことは、前述したように数ある「申渡書」の随所にうかがえることであった。嘉永二年七月五日の大元方の臨時寄会の記録では、天保改革以来八年になるが、その厳しさと困難な情勢が少しも弛けそうにないことを歎いており、その後の度を重ねての莫大な御用金の重荷には、「亦候……」と困惑して、これを免れんことを歎願し、やむなくば能う限りの少額に切り下げる。あるいは交渉に数ヶ月を費して謝絶した次第などが明らかである。非常に約ましい表現でながら、それは商業資本のそれなりの抵抗を意味することであった。

この稿に列挙して紹介した史料を通して、幕末における三井の動きをのぞきみたところ、つぎのことがいえると思う。それはつねに経済情況・政治情況・社会情勢を深く観察して、その変化・推移に応じて一定の見透しをたて、敏感に対応策をたてていったことである。「明治をむかえて……三井は新状勢への対応がきわめて積極的であつた」といわれるが、以上のような伝統的な姿勢

が、そこにつながつていったのではなかろうか。

維新の前、三井は「利」のために両天秤にかけたということが多いわれるのは、「家」と「家産」と、したがつてその永続を第一主義として機能する家父長的な商業資本そのものの性格であった。慶応三年一二月九日、王政復古令によって明治政府が成立すると、同月二三日、大蔵省の前身である金穀出納所が新設された。その後に、小野・島田とともに三井三郎助がよび出されて同所御用達を申し付けられたとき、三井は率先して請書を提出し、金千両を献金した。この時期から、三井の新政府支援の積極的動きが公然となつた。

そして、慶応四年の『示談書』になると、その冒頭には「今般朝政御一新被為仰出候ニ付普天卒土之浜ニ至迄變革之御時節ニ付……」と、「御一新」・「變革の御時節」ということを即座にうけいれている。そして、「天下御一新之折柄、此機會ヲ取逃し候時者逆も中興之大業難立候間、中々旧格ニ泥ミ或ハ外聞を厭候時節ニ無之候ヘハ……」店々惣役人に至るまで、商の仕方、家内取締改革などについて、役柄の高下、智愚を問わず、御一新の趣意を基として、大元方へ意見を差出すよう、その事は一刻もうちおけない。その上で主従つちよつて「広く衆議公論を尽」し、何分にも店々復古一新して、家名承継の基礎をたてたい、と結んでいる。五力条の誓文が発布されたのがこの年三月であった。その重要な箇条を文句なくとりいれてるのである。

商業資本は新らしい内外の情勢の下に、新たな發展を迎える。

うとしていたのである。

本稿では、幕末における「檢約申渡書」という極めて限定された史料によって、推移する歴史的な事態に對して対応していく。三井商業資本の姿勢を検討してきたのであるが、そこから、幕藩体制下における三井「家政」の実態および性格がいく分でものぞけたはずと考えられる。そして、維新後資本主義の成立と発展の諸段階に、それとの関連において「家制」がどう變ったか、どう變らざるをえなかつたかを検討していくことがひきつづく課題となろう。

(1) 江戸時代三井店組織の大要

(店舗名)	(店名前)
京 本 店	越後屋八郎右衛門
江 戸 本 店	同 右
大 坂 本 店	同 右
江 戸 向 店	江戸向店
江 戸 芝 口 店	江戸芝口店
京 上 之 店	京上之店
京 勘 定 所	越後屋八郎兵衛
京 紅 店	江戸糸見世
京 両 替 店	越後屋善左衛門
江 戸 両 替 店	三井三郎助
大 坂 両 替 店	三井次郎右衛門
三 井 元 之 助	越後屋則右衛門
越 後 屋 喜 右 衛 門	越後屋善左衛門
日 野 屋 治 兵 衛 門	三井三郎助
三 井 則 右 衛 門	三井次郎右衛門

役	連役格	上座格	役	連役格	上座格
支配	頭	組頭	支配	頭	組頭
通勤支配	(支配並)	後見格	通勤支配	後	見
名代格	名代	格	名代	勘定名代格	元方掛名代格
勘定名代	元方掛名代格	元方掛名代格	勘定名代	元方掛名代	元方掛名代
加判名代格	加判名代	元ノ格	元ノ格	元ノ格	元ノ格
元	ノ	大元ノ格	大元ノ格	大元ノ格	大元ノ格
(隠勤)					

(2) 持家。宅地所有。これを担保に御用を引きうける。大元方もち・本店もちと両替店もちとがあった。

(3) 別家の一つ。通勤支配以上で一軒家をもたせて独立させた手代。大体自分の家業をもっていないが、商いを行なうばかり、越後屋をなるのが、呉服物は扱えない規則がある。ここに参考のため、店々名目役柄の名称と順序とを表示する。

- (4) 重役の相続人
(5) 番頭のやめたもの
(6) 大元方からの援助金

(7) 三井家では享保一八年に符帳が定められた。同年一二月の『商錄記』(三井文庫所蔵史料本九五八)には一六種が記されているが、そのうち通例用いられたのはつぎの二通りであった。

「一二三四五六七八九百イセマツサカエチウシ舟通用又ハ口荷帳也

そのみえざるとこべをかげけ、曾野見江佐留所於戒敬

口荷帳也

(8) 三井文庫所蔵史料別二二五七一三

(9) 親分について、『宗竺遺書』(注10参照)につきの規定がみられる。

親分之事并仕置之次第

一親分ハ一家惣親分と相心得其以下の者共実の親のことく能仕へ其志にたかはず申付る品急度相守可申候、宗印(三

男家初代高治)・宗利(四男家初代高伴)迄ハ大元四軒の本家候間順々親分ニ致し可申候、夫過候ハ、惣領家故八郎右衛門(惣領家第三代高房)親分に罷成可申候、併

八郎次郎(九男家初代高久)・宗八(十男家初代高春)者我等宗榮(二男家初代高富)養子に宗寿被致置候事、乍去老分之者ニ候へハ、八郎右衛門後見に兩人一代罷成可申候、諸事相談を以家法旁可申付候、扱八郎右衛門果候後二至憤幼年に候ハ、順々に本家六軒之内年かさ成もの兩人宛親分に罷成可申事」

(10) 宗竺—惣領家第二代三井高平。家祖高利の長男。承応二

年四月二十七日と元文二年閏一月二十七日(一六五三・一七三七)。寛文九年(一七〇)から貞享四年一二月一日(三五才)まで三井の代表名八郎右衛門を称した。元禄一五年五〇才の春から歿するまでは宗竺と号した。

『宗竺遺書』一高平、七〇才の時。享保七年一月一日。父高利の元禄遺書を敷衍して三井家家法を定めた。

宗竺遺書之趣―『宗竺遺書』につきの箇条がある。『……

勿論右賄料之建者手前当時繁昌之最中相定候間此末商德何程余慶出来申時節とても於賄方者右員數ノ外加増之相談末々曾而仕間敷候畢竟身上向之儀者内建を以ノくよりに氣を付候へ者如何様とも遣ひ合せ申事候、勿論右定之銀高聊以勘略かましき建にてハ曾而無之上者銘々冥加と存常に儉約之心はなるへからざる事

但此末万江戸京大坂火難其外時節到来にて商徳之出目無数不勘定之節ハ其時の親分又者元方掛り之もの共より賄料減少之趣可申渡候間、兼而其覺悟も可致置たとひいつ迄も不相變繁昌致候とても元来、町人者録無之物ニ候へ者五七年に一度ツゝ皆々申合候約を仕右定の賄料半季之遣方を壹ヶ年に遣合せ候様に折節者身上之芸古可仕候、然者家のため身のため冥加彼是以可然儀ケ様の事も兼而思慮を可存事

(11) (12) ともに連家

(13) 元之助以下の連印者はつぎの通りである。

幕末の三井「家政」改革についての覚書（三井）

次郎右衛門（高愛）、則右衛門（高匡）、源右衛門（高良）、伝蔵（高厚）、八助（孝令）、八十助（高喜）、宗十郎（高潔）、清蔵（政由）、十一郎（高尚）、進蔵（高敏）。

（14） 大元方が設立されたのは宝永七年（一七一〇）であるが、

各営業店は、ここから資金と運転資金の出資融通をうけ、

独立採算による経営を行った。この時定められた元建金（もとせき）は両替店が三店合計約三三六〇〇兩、本店の合計四万兩であつた。この資金に対しては店ごとに定められた割合の利

益配当が義務づけられており、これを功納金といつた。本

店は年三割、両替店は京・大坂が年二割、江戸店が一割七分、これを二期に分けて納めることになつていて。利益金

の残りは各店に積み立てておき、三年目ごとに決算を行つて、その一割を褒美銀（賞与）として店員に分配し、その

残額全部を大元方に納める規定であつた。これを「三年勘定臨時納」と称した。順調の時は功納金を上廻る額になつた。運転資金の方は繰替金とよばれて、銀千貫目以上借りれば年利七歩、五百貫目以上九歩、五百貫目以下一割の利息を二期に分納する定めであつた。

この年、この規定通り納め難くなつて、本店は三割を二割に、両替店二割を一割に減納を願ひ出たわけである。この分配の率については、三井文庫所蔵史料 割方之歩建『割褒美規矩』（両替店）の元文二年五月の規定につきの条文がある。

一別宅致罷有候もの江者割渡申付候以後四年目之春相渡候定、此外店ニ罷有候もの願ニ付至極無拠入用承届ケ候ハ、年五歩之利付ニ而内貸し為致可申事

一大元ノ役 頭二六之法

（以下四行張り紙）江戸大坂大元ノ者歩数（サンサ步ニ定置候様、安永二癸巳年五月高砂様（三男家第三代、當時五五才、親分）被仰付候、尤此段記置候様被仰付

候

但大元ノと申役柄無之時も可有候、又三店ニ二人或者三人可有之も難計候得ハ、毫割難相定候へ者時ニ至差図可申付候

一元ノ役 四拾五步

一加判名代 四拾步

一元方掛名代 弐拾五步

一名代役 拾八步

一通務支配人 拾壹步

一支配人 九步

一支配人格 七步

但支配人並ハ九歩 六步

一組頭役 四步

一組頭格 但組頭並ハ六步

一後見と申役柄両替店ニハ無之候、若此法入用之時ハ拾四

歩

一たとへハ三年之内支配壱年組頭式年ニ候ハ、支配人之法

九歩と組頭之法六步式ツノ式拾壱ヲ三ツニ割七歩之法也

余可准之事

一三年之内壱年或ハ式年平ニ而其余名目役相掛り候儀有之

時ハ平之法三歩ト建平均可致事

元文二年丁巳五月

宗 清(高房)印

八郎右衛門(高方^{*})印

八郎兵衛(高副)印

三郎助(高美)印

治郎右衛門(高博)印

元之助(孝紀)印

(以下、宝曆八年六月、寛政三年六月、寛政一年三月の

規定が記載されており多少の訂正があつたが略す)

(15) 元之助以外の連印者はつきの通りである。

次郎右衛門(高愛)、源右衛門(高良)、則右衛門(高匡)

伝藏(高厚)、八十助(高喜)、白雲(政由)、伝藏(高厚)、宗十郎(高

潔)、清藏(政教)、進藏(高敏)、八之助(高潤)、八助

(孝令)。

(19) 『宗益遺書』につきの箇条がある。

一若末々に至諸國大変など々々一有之手前商売難成時

節、其外天下一統の御僕約にて商脉無敷罷成、是迄の格

式に渡世難成時一家のもの京住宅にては身脉の建急に改

申儀も難成物ニ候間、左様之砌者惣領家一軒計京住宅に

致し、相残る同苗者不残妻子共に勢州へ引越申積りに可

相心得候、不好事ながら遠きをもんばかり無之者近きう

れへの禁言、依之右之通思慮致し置候、然者同苗之もの

利潤とは違うのであろうが、ここでは同じような意味に考え、質素僕約はして蓄積しろということであつたろう。節約と蓄積とがかれらにとって同義語であったらうことを示している。

(17) これも天保一五年の『申渡書』に、めいめい手元に「延金」ができるように厚く心得るといったのと同様に、僕約によつて余した貨幣であつて、やはり蓄積手段であつた。そうした蓄積を有効に機能させる表立たないものがあつたのではあるまいか。そしてあくまでも永続が肝要であるとくり返し、そのため必要であるといつてある。

(18) 連印者は次の通りである。

次郎右衛門(高愛)、源右衛門(高良)、則右衛門(高匡)

八十助(高喜)、白雲(政由)、伝藏(高厚)、宗十郎(高

潔)、清藏(政教)、進藏(高敏)、八之助(高潤)、八助

(孝令)。

(19) 『宗益遺書』につきの箇条がある。

一若末々に至諸國大変など々々一有之手前商賣難成時

節、其外天下一統の御僕約にて商脉無敷罷成、是迄の格

式に渡世難成時一家のもの京住宅にては身脉の建急に改

申儀も難成物ニ候間、左様之砌者惣領家一軒計京住宅に

致し、相残る同苗者不残妻子共に勢州へ引越申積りに可

相心得候、不好事ながら遠きをもんばかり無之者近きう

れへの禁言、依之右之通思慮致し置候、然者同苗之もの

(16) 利益金。「ますます質素僕約にして、銘々手元に延銀ができるよう心得るべし」というのであるから、商売による

兼而此大むねに呑込可能在事

但惣領家たりとも其節の様子により伊勢住宅致品も可
有之事

ここにも、「家」の性格ばかりか、家業の運営が家父長的
であり、商業資本の存在形態も、それによって制約されて
いることが表われている。

(20) 『申談書』は重役たちから發せられたものであろう
が、「右之理合商ひ之潤を以可致外無之」と書かれてい
ることは、店を預かる者として当然のこととはいえ、商い
の道をはっきり表明していることが注目される。それは、
すでに時の権力には頼れず、またその政策の前にただ途方
にくれでいるというのではなく、こうして「家産」＝蓄積
を維持しながら、「商の道」で挽回していくより他はない
という態勢を意味した。そこには、体制内で、やがて体制
による束縛を越えていく「家産」＝蓄積の方向を見出そう
とする微しをものぞき見ることができるようと思われる。

(21) この条項の規定により、惣領家では、油小路宅の間取を
取縮め大戸をしめ切り、一〇月一六日から北の方の入口か
ら出入ることにした。他の各家も同様にして小家に引移
り、出水家では七月二一日、二男家では八月五日、四男家
では八月八日、三男家では九月二日から出入口を変更して
いる。松坂でも北家では九月二十五日店表控家と、一〇月一
七日魚町隠居所とに分れて住み、本宅は表大戸並座敷向台

所とも残らずしめ切り、北家では、宅続きの控家に引移つ
ていたので、そのままそこを住居とした。京都では変更し
た出入口には特別の目印を記し、これらのことばはその都度
大元方から廻文が廻された。

(22) 重要なものと載録している『稿本三井家史料』にも、こ
の間の「家政」改革史料は収められていない。そのため、
その間のことは明らかでないが、この時期の経済史的側面
については本号所載の松本四郎論文を参照されたい。

(23) 前掲注(14)参照。元建に対する功納金の他に追加され
る一定額の功納金。その他に臨時納め、当季納等の功納金
もある。

(24) 三都の問屋商人に対する商業金融に全力を傾けてきたの
で、両替店が担保として徴したのが営業用の土地建物、し
たがって抵当流れになつて所有に帰した不動産が少くな
く、家方という部課がおかれでその賃貸管理にあつてい
た。

(25) 安岡重明「明治初年三井家の店制改革」(宮本又次編『商
品流通の史的研究』所収、昭和四一・三)

付記

本稿作製にあたってはおもに次の文献を参考した。

『三井銀行八十年史』、『三井銀行史話』(三井銀行調査月報
一四三七二五四号所収)、中井信彦「三井家の經營」(『社会

経済史学』第三一卷六号)、安岡重明「明治初年三井家の店制改革」(『商品流通の史的研究』昭和四二・三・所収)、同「日本における財閥の原型——鴻池三井を素材とした試論——」(同志社大学『社会科学』第一卷三・四合併号、一九六六・六)、『大丸二百五十年史』(一九六七・三)、『柏原洋紙店八〇年史』、福島正夫「日本資本主義と「家」制度」、有賀喜左衛門「鴻池家の家憲」(『封建制と資本制』所収)、同『日本の家族』。(昭和四〇・八)